出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	3 河川・砂防土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、国土交通省の 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	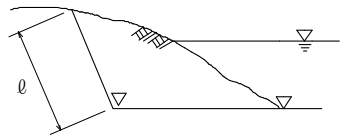	1-3-3-2
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	－200				
							ℓ ≧ 5m	法長－4%				
1 共通編	3 土工	3 河川・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	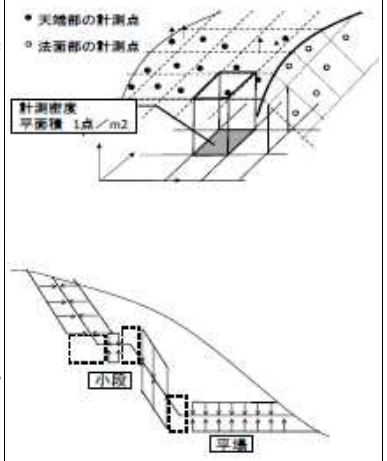	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	3 土工	3 河川・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		1-3-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±300			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	3 河川・砂防土工	3	1	盛土工	基準高 ▽		−50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。基準高は各法肩で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	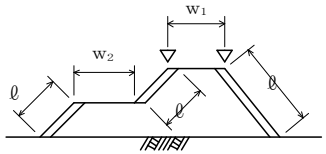	1-3-3-3
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	−100				
							ℓ ≧ 5m	法長－２％				
						幅 w_1，w_2		−100				
1 共通編	3 土工	3 河川・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±５cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	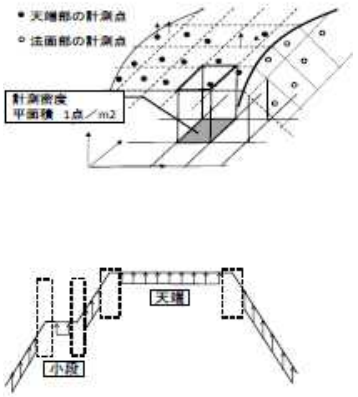	
						天端	標高較差	−50	−150			
						法面 ４割＜勾配	標高較差	−50	−170			
						法面 ４割≧勾配 （小段含む）	標高較差	−60	−170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ 1 に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	3 河川・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高	▽	−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	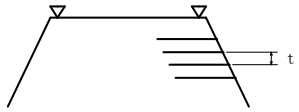	1-3-3-4
						厚さ	t	−50			
						控え長さ		設計値以上			
1 共通編	3 土工	3 河川・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚さ	t	※−30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	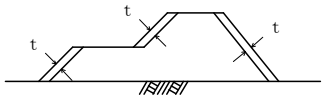	1-3-3-5
1 共通編	3 土工	3 河川・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t ＜15cm	−25	幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1 ヶ所、200m以下は 2 ヶ所、中央で測定。	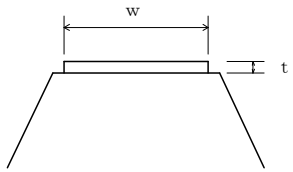	1-3-3-6
							t ≧15cm	−50			
						幅	w	−100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び掘削部の両端で測定。	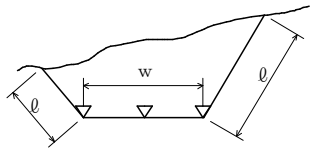	1-3-4-2
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	－200				
							ℓ ≧ 5m	法長－4%				
						幅	w	－100				
1 共通編	3 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	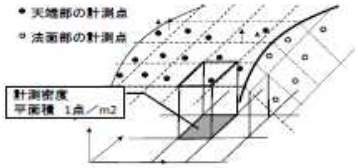 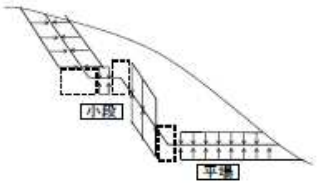	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50		施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び掘削部の両端で測定。	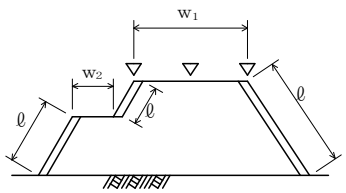	1-3-4-3 1-3-4-4
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	－100				
							ℓ ≧ 5m	法長－2%				
						幅	w_1, w_2	－100				
1 共通編	3 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±５cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	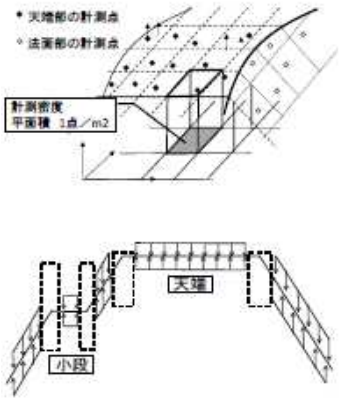	
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚　さ　t	※－30	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	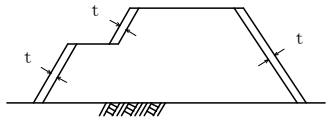	1-3-4-5
1 共通編	4 無筋・鉄筋コンクリート	6 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（[設計編：標準] 7 編 2 章 2.1）参照。ただし道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物 かつ主鉄筋※について適用する。 ※主鉄筋とは主な鉄筋を指す。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	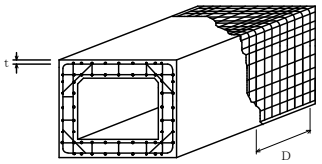	1-4-6-4
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽		±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 ヶ所、延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	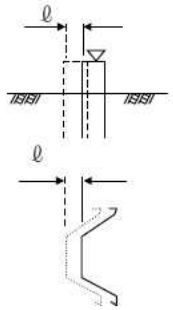	1-2-3-4
						根入長		設計値以上			
						変位 ℓ		100			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L		－200	1 ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		1-2-3-5
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	1 ヶ所/1 基	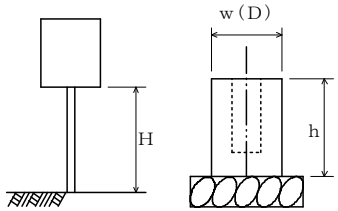	1-2-3-6
						基礎	幅w（D）	－30	基礎 1 基毎		
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	－30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。	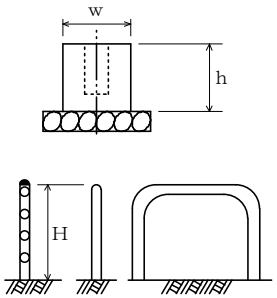	1-2-3-7
							高さ h	－30			
						パイプ取付高 H		＋30 －20	1 ヶ所/1 施工箇所		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　w	－30	1ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。	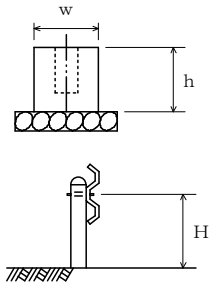	1-2-3-8
							高さ　h	－30			
						ビーム取付高 H		＋30 －20	1ヶ所/1施工箇所		
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅　w	－30	1ヶ所/1基礎毎	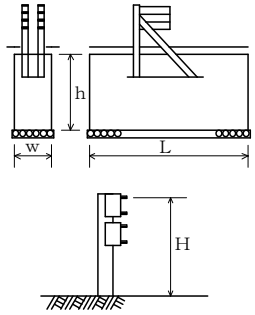	1-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防衛柵にも適用する
							高さ　h	－30			
							延長 L	－100			
						ケーブル取付高 H		＋30 －20	1ヶ所/1施工箇所		
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚　さ　t （溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		1-2-3-9
						幅　　w		設計値以上			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高　　さ　h		±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	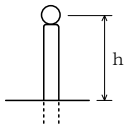	1-2-3-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		1-2-3-11
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工 （購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	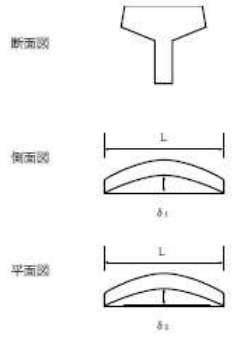	1-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工 （購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10…　L≦10m ±L/1000…　L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	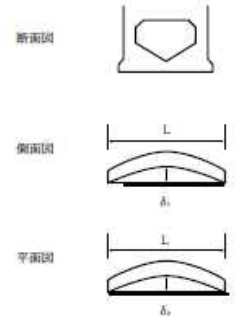	1-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上）　w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	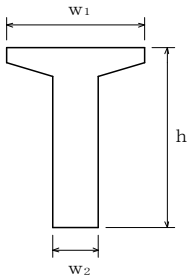	1-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下）　w_2	±5			
						高　　さ　h	＋10 －5			
						桁　長　ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ-5） かつ －30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工（購入工）	桁　長　ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-3-14
						断面の外形寸法（mm）	—			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長　ℓ ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ-5） かつ －30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：支間長（m）		1-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 1 編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）	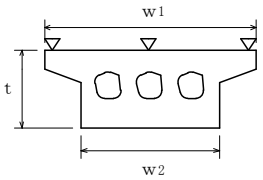	1-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 w_1, w_2	−5～＋30			
						厚さ t	−10～＋20			
						桁長 ℓ	ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ −5） かつ −30mm 以内			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 1 編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）	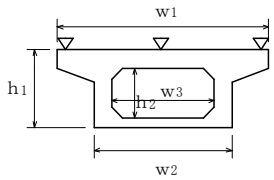	1-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（上） w_1	−5～＋30			
						幅（下） w_2	−5～＋30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	＋10 −5			
						内空高さ h_2	＋10 −5			
						桁長 ℓ	ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ −5） かつ −30mm 以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上）　w_1		－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第１編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）	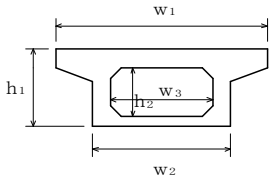	1-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下）　w_2		－5～＋30			
						内空幅　w_3		±5			
						高　さ　h_1		＋10 －5			
						内空高さ　h_2		＋10 －5			
						桁　長　ℓ		ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ -5） かつ －30mm 以内			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	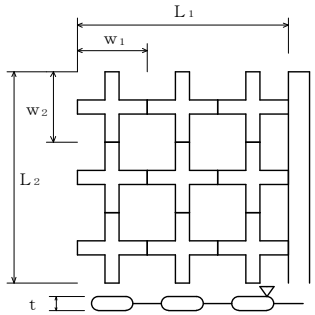	1-2-3-17
							厚さ　t	－20	幅、厚さは 40 個につき 1 ヶ所測定。		
							幅　w_1、w_2	－20			
							延長 L_1、L_2	－200	1 施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	± t /2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	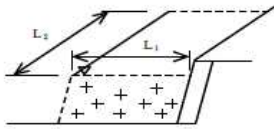 t は根固めブロックの高さ	
							延長 L_1、L_2	－ t /2	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1 組毎	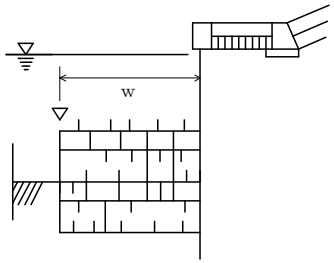	1-2-3-18
						幅 w	±300			
						延長 L	－200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高 ▽	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	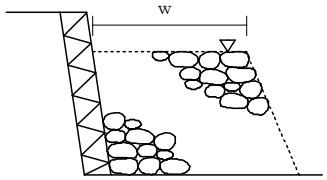	1-2-3-19
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	－30	1 回/1 施工箇所	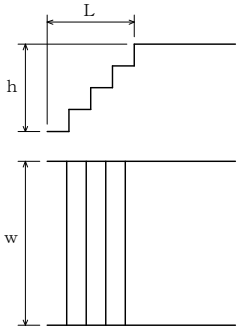	1-2-3-22
						高さ h	－30			
						長さ L	－30			
						段数	±0 段			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の 3 点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3mの直線定規で測って凹凸が 3 mm以下	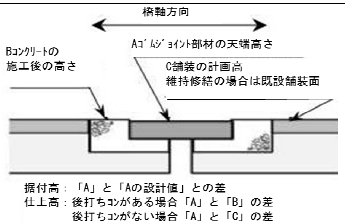	1-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～－2			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	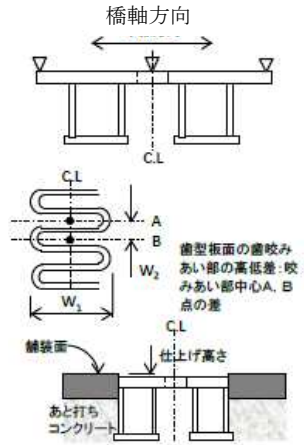	1-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔w_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔w_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～－2			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	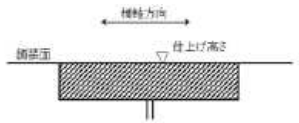	1-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～＋3			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽		±500	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	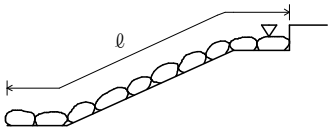	1-2-3-26
						法長 ℓ		－200			
						延長 L		－200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工（かごマット）	法長 ℓ		－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	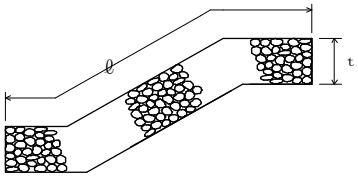	1-2-3-26
						厚さ t		－0.2 t			
						延長 L		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ	ℓ ＜３m	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	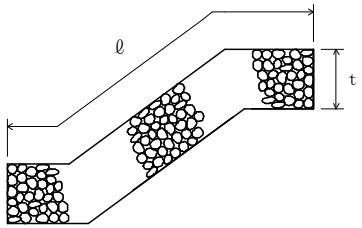	1-2-3-27
							ℓ ≧３m	－100			
						厚　さ　t		－50			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高　さ　h		－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	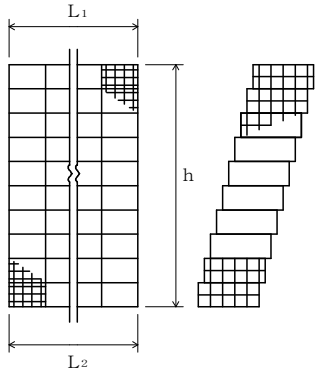	1-2-3-27
						延長　L_1，L_2		－200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高　▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	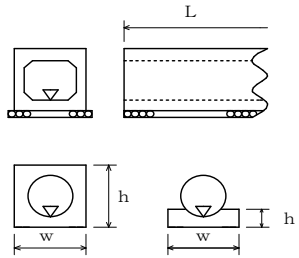	1-2-3-28
						※幅　w		－50			
						※高　さ　h		－30			
						延　長　L		－200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	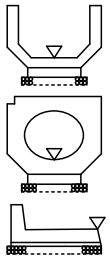	1-2-3-29
						延長 L	−200	1 ヶ所／1 施工箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	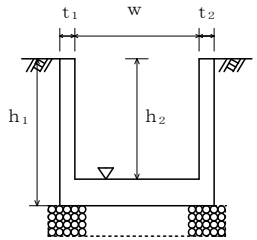	1-2-3-29
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200	1 施工箇所毎		
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	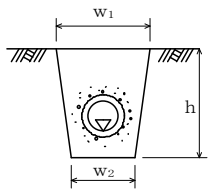	1-2-3-29
						幅 w_1, w_2	−50			
						深さ h	−30			
						延長 L	−200	1 施工箇所毎 ただし「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基　準　高　▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	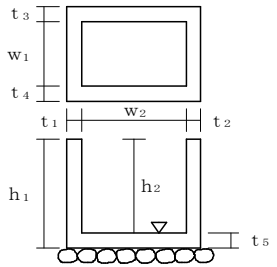	1-2-3-30
						※厚さ　t_1～t_5	－20			
						※幅　w_1，w_2	－30			
						※高さ　h_1，h_2	－30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500 ㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m2 に満たない場合は10m2 ごとに1点とする。		1-2-3-31
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　w	設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	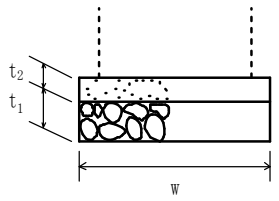	1-2-4-1
						厚さ　t_1，t_2	－30			
						延　長　L	各構造物の規格値による			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高　▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	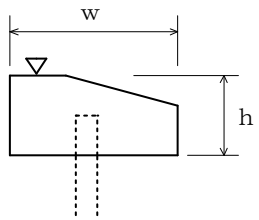	1-2-4-1
						幅　w	－30			
						高　さ　h	－30			
						延　長　L	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	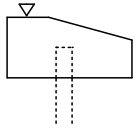	1-2-4-3
						延長 L	－200			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 Dは杭径	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 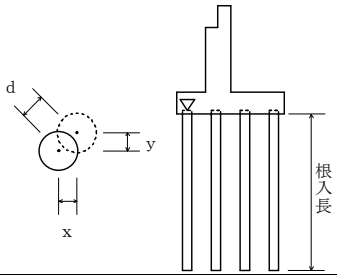 	1-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管製ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 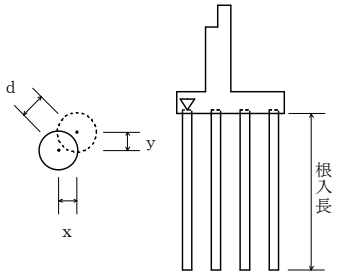 	1-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	設計径以上			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 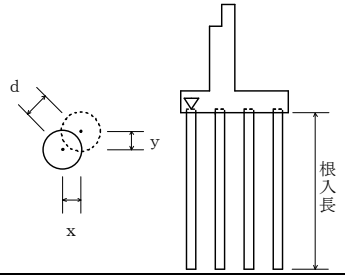 	1-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	設計径（公称径）-30 以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 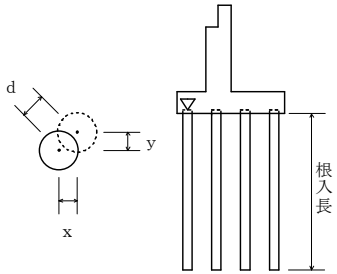 	1-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						杭径 D	設計径（公称径）以上※			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 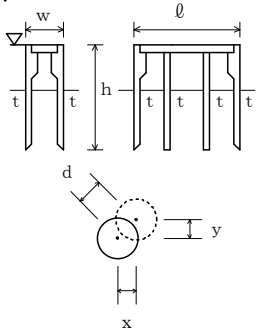 	1-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さh	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏心量 d	300 以内			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 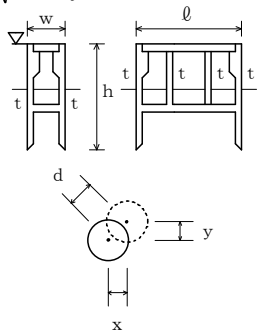 	1-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さh	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏心量 d	300 以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 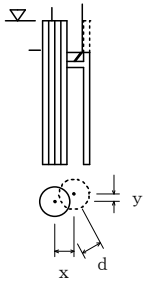 	1-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張）	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	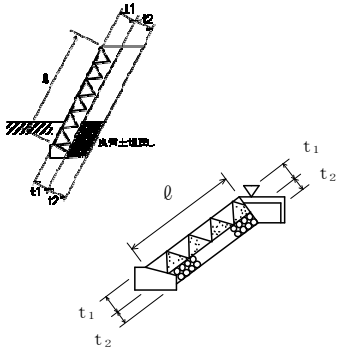 	1-2-5-3
						法長 ℓ　ℓ＜3m	−50			
						法長 ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	−50			
						厚さ（裏込）t_2	−50			
						延長 L	−200			
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	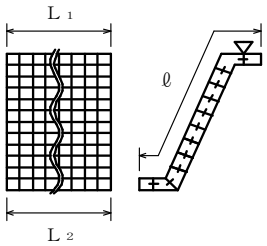 	1-2-5-3
						法長 ℓ	−100			
						延長 L_1，L_2	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	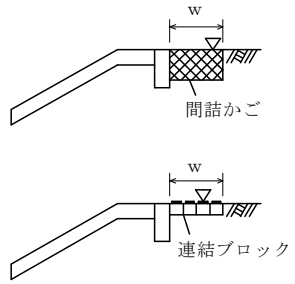	1-2-5-3
						幅 w		−100			
						延長 L		−200			
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	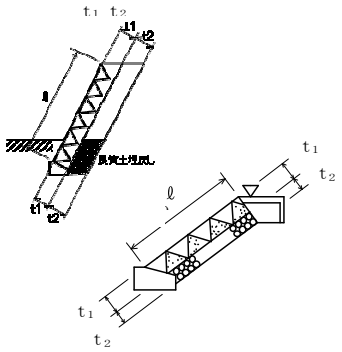	1-2-5-4
						法長 ℓ	ℓ ＜3m	−50			
							ℓ ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長 L		−200			
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	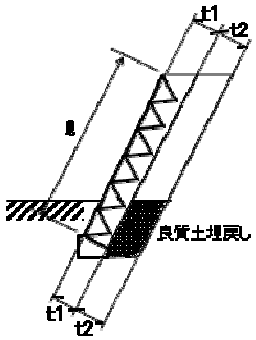	1-2-5-5
						法長 ℓ	ℓ ＜3m	−50			
							ℓ ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長 L		−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m2 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-7
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。			
						厚　さ あるいは 標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">7</td><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">アスファルト舗装工

（上層路盤工）
粒度調整路盤工</td><td>厚　　さ</td><td>－25</td><td>－30</td><td>－ 8</td><td>－10</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。
　小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m2 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</td><td rowspan="2">1-2-6-7</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－50</td><td>－50</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共
通
編</td><td rowspan="2">2
一
般
施
工</td><td rowspan="2">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">アスファルト舗装工

（上層路盤工）
粒度調整路盤工

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－54</td><td>－63</td><td>－ 8</td><td>－10</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値の平均(X_{10})
*面管理の場合は測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共通編</td><td rowspan="3">2
一般施工</td><td rowspan="3">6
一般舗装工</td><td rowspan="3">7</td><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">アスファルト舗装工

（上層路盤工）
セメント（石灰）安定処理工</td><td>厚　さ</td><td>－25</td><td>－30</td><td>－ 8</td><td>－10</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。
小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m2 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満

（面管理でない場合）
厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</td><td>1-2-6-7</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－50</td><td>－50</td><td>—</td><td>—</td><td rowspan="2">1-2-6-7</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共通編</td><td rowspan="2">2
一般施工</td><td rowspan="2">6
一般舗装工</td><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">アスファルト舗装工

（上層路盤工）
セメント（石灰）安定処理工

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－54</td><td>－63</td><td>－ 8</td><td>－10</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">7</td><td rowspan="3">4</td><td rowspan="3">アスファルト舗装工

（加熱アスファルト
安定処理工）</td><td>厚　　さ</td><td>－15</td><td>－20</td><td>－ 5</td><td>－ 7</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。</td><td rowspan="3">1-2-6-7</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－50</td><td>－50</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共
通
編</td><td rowspan="2">2
一
般
施
工</td><td rowspan="2">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">アスファルト舗装工

（加熱アスファルト
安定処理工）

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－36</td><td>－45</td><td>－ 5</td><td>－ 7</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td><td rowspan="2">小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m2 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">7</td><td rowspan="3">5</td><td rowspan="3">アスファルト舗装工

（基層工）</td><td>厚　　さ</td><td>－ 9</td><td>－12</td><td>－ 3</td><td>－ 4</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。</td><td rowspan="3">1-2-6-7</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－25</td><td>－25</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共
通
編</td><td rowspan="2">2
一
般
施
工</td><td rowspan="2">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">アスファルト舗装工

（基層工）

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－20</td><td>－25</td><td>－ 3</td><td>－ 4</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td><td rowspan="2">小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m2 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

（面管理でない場合）
コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値の平均(X_{10})
*面管理の場合は測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1
共通編</td><td rowspan="4">2
一般施工</td><td rowspan="4">6
一般舗装工</td><td rowspan="4">7</td><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">アスファルト舗装工

（表層工）</td><td>厚　　さ</td><td>－ 7</td><td>－ 9</td><td>－ 2</td><td>－ 3</td><td rowspan="4">幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="4">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。
　小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m2 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000 t 未満</td><td rowspan="4">1-2-6-7</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－25</td><td>－25</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>平坦性</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ
(σ)2.4mm 以下
直読式（足付き）
(σ)1.75mm 以下</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">1
共通編</td><td rowspan="4">2
一般施工</td><td rowspan="4">6
一般舗装工</td><td rowspan="4">7</td><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">アスファルト舗装工

（表層工）

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－17</td><td>－20</td><td>－ 2</td><td>－ 3</td><td rowspan="4">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td><td rowspan="4">（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

（面管理でない場合）
コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">平坦性</td><td colspan="2" rowspan="2">—</td><td colspan="2" rowspan="2">3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ
(σ)2.4mm 以下
直読式（足付き）
(σ)1.75mm 以下</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-7
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。			
						厚　さ あるいは 標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚　さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	−25	−30	− 8	−10	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚　さ あるいは 標高較差	−54	−63	− 8	−10	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚　さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚　さ あるいは 標高較差	－20	－25	－3	－4	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値の平均(X_{10})
*面管理の場合は測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1
共通編</td><td rowspan="4">2
一般施工</td><td rowspan="4">6
一般舗装工</td><td rowspan="4">8</td><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">半たわみ性舗装工

（表層工）</td><td>厚　　さ</td><td>－ 7</td><td>－ 9</td><td>－ 2</td><td>－ 3</td><td rowspan="4">幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="4">工事規模の考え方
　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。
　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

（面管理でない場合）
コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td><td rowspan="4">1-2-6-8</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－25</td><td>－25</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>平坦性</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ
(σ)2.4mm 以下
直読式（足付き）
(σ)1.75mm 以下</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">1
共通編</td><td rowspan="4">2
一般施工</td><td rowspan="4">6
一般舗装工</td><td rowspan="4">8</td><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">半たわみ性舗装工

（表層工）

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－17</td><td>－20</td><td>－ 2</td><td>－ 3</td><td rowspan="4">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td></tr>
<tr><td>平坦性</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ
(σ)2.4mm 以下
直読式（足付き）
(σ)1.75mm 以下</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-9
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。			
						厚　さ あるいは 標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">9</td><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">排水性舗装工

（上層路盤工）
粒度調整路盤工</td><td>厚　　さ</td><td>－25</td><td>－30</td><td>－ 8</td><td>－10</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。
　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</td><td rowspan="2">1-2-6-9</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－50</td><td>－50</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共
通
編</td><td rowspan="2">2
一
般
施
工</td><td rowspan="2">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">排水性舗装工

（上層路盤工）
粒度調整路盤工

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－54</td><td>－63</td><td>－ 8</td><td>－10</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚　さ あるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">9</td><td rowspan="3">4</td><td rowspan="3">排水性舗装工

（加熱アスファルト
安定処理工）</td><td>厚　　さ</td><td>－15</td><td>－20</td><td>－ 5</td><td>－ 7</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。
　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</td><td rowspan="2">1-2-6-9</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－50</td><td>－50</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共
通
編</td><td rowspan="2">2
一
般
施
工</td><td rowspan="2">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">排水性舗装工

（加熱アスファルト
安定処理工）

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－36</td><td>－45</td><td>－ 5</td><td>－ 7</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">9</td><td rowspan="3">5</td><td rowspan="3">排水性舗装工

（基層工）</td><td>厚　　さ</td><td>－ 9</td><td>－12</td><td>－ 3</td><td>－ 4</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。
　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

（面管理でない場合）
コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</td><td rowspan="2">1-2-6-9</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－25</td><td>－25</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共
通
編</td><td rowspan="2">2
一
般
施
工</td><td rowspan="2">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">排水性舗装工

（基層工）

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－20</td><td>－25</td><td>－ 3</td><td>－ 4</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。				
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値の平均(X_{10})
*面管理の場合は測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="5">1
共通編</td><td rowspan="5">2
一般施工</td><td rowspan="5">6
一般舗装工</td><td rowspan="5">10</td><td rowspan="5">1</td><td rowspan="5">透水性舗装工

（路盤工）</td><td>基準高▽</td><td colspan="2">±50</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="5">基準高は片側延長 40m毎に 1 ヶ所の割で測定。
厚さは、片側延長 200m毎に 1 ヶ所掘り起こして測定。
幅は、片側延長 80m毎に 1 ヶ所測定。
ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。
※歩道舗装に適用する。</td><td rowspan="5">工事規模の考え方
　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</td><td rowspan="2">1-2-6-10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">厚　さ</td><td>t＜
15cm</td><td>－30</td><td>－10</td></tr>
<tr><td>t≧
15cm</td><td>－45</td><td>－15</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－100</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">1
共通編</td><td rowspan="5">2
一般施工</td><td rowspan="5">6
一般舗装工</td><td rowspan="5">10</td><td rowspan="5">1</td><td rowspan="5">透水性舗装工

（路盤工）

（面管理の場合）</td><td rowspan="2">基準高▽</td><td>t＜
15cm</td><td>＋90
－70</td><td>＋50
－10</td><td rowspan="5">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。

※歩道舗装に適用する。</td></tr>
<tr><td>t≧
15cm</td><td>±90</td><td>＋50
－15</td></tr>
<tr><td rowspan="2">厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>t＜
15cm</td><td>＋90
－70</td><td>＋50
－10</td></tr>
<tr><td>t≧
15cm</td><td>±90</td><td>＋50
－15</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">10</td><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">透水性舗装工

（表層工）</td><td>厚　　さ</td><td colspan="2">－ 9</td><td colspan="2">－ 3</td><td rowspan="3">幅は、片側延長 80m毎に 1 ヶ所の割で測定。
厚さは、片側延長 200m毎に 1 ヶ所コアーを採取して測定。
ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。
※歩道舗装に適用する。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

（面管理でない場合）
コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</td><td rowspan="2">1-2-6-10</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－25</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共
通
編</td><td rowspan="2">2
一
般
施
工</td><td rowspan="2">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">透水性舗装工

（表層工）

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td colspan="2">－20</td><td colspan="2">－ 3</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。

※歩道舗装に適用する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-11
						幅	－50	－50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚　さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">11</td><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">グースアスファルト
舗装工

（基層工）</td><td>厚　　さ</td><td>－ 9</td><td>－12</td><td>－ 3</td><td>－ 4</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。
　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

（面管理でない場合）
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

（面管理でない場合）
コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</td><td rowspan="2">1-2-6-11</td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－25</td><td>－25</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1
共
通
編</td><td rowspan="2">2
一
般
施
工</td><td rowspan="2">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="2">11</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">グースアスファルト
舗装工

（基層工）

（面管理の場合）</td><td>厚　さ
あるいは
標高較差</td><td>－20</td><td>－25</td><td>－ 3</td><td>－ 4</td><td rowspan="2">1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。													
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						厚　　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。	1-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m2未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さ または 標高較差	－55	－66	－ 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値の平均(X_{10})
*面管理の場合は測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共通編</td><td rowspan="3">2
一般施工</td><td rowspan="3">6
一般舗装工</td><td rowspan="3">12</td><td rowspan="3">5</td><td rowspan="3">コンクリート舗装工

（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）</td><td>厚　　さ</td><td>－25</td><td>－30</td><td colspan="2">－ 8</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 ヶの割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。
　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</td><td rowspan="3">1-2-6-12</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さ	−55	−66	− 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12
						あるいは標高較差							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 ヶの割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さ	－ 20	－27	－ 3		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12
						あるいは標高較差							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値の平均(X_{10})
*面管理の場合は測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1
共通編</td><td rowspan="4">2
一般施工</td><td rowspan="4">6
一般舗装工</td><td rowspan="4">12</td><td rowspan="4">9</td><td rowspan="4">コンクリート舗装工

（コンクリート舗装版工）</td><td>厚　　さ</td><td colspan="2">－10</td><td colspan="2">－ 3.5</td><td rowspan="3">厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200ｍ毎に水糸又はレベルにより 1 測線あたり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200ｍ毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に３ヵ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200ｍ毎に両側の版縁を測定する。
ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="4">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。
　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</td><td rowspan="4">1-2-6-12</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－25</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>平坦性</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">コンクリートの硬化後 3m ﾌﾟﾛﾌｧｲﾙﾒｰﾀｰにより
機械舗設の場合
（σ）2.4mm 以下
人力舗設の場合
（σ）3mm 以下</td></tr>
<tr><td>目地段差</td><td colspan="4">±2</td><td>隣接する各目地に対して道路中心線及び端部で測定</td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－22		－ 3.5		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 　維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1-2-6-12
						平坦性	－		3m ﾌﾟﾛﾌｧｲﾙﾒｰﾀｰ （σ）2.4mm 以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下				
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	－		基準高は、延長 40m 毎に 1 ヵ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヵ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヵ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						厚　さ	－45		－ 15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。	1-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">12</td><td rowspan="3">13</td><td rowspan="3">コンクリート舗装工

（転圧コンクリート版工）
粒度調整路盤工</td><td>厚　　さ</td><td>－25</td><td>－30</td><td colspan="2">－ 8</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 ヵ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。
　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

　維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td><td rowspan="3">1-2-6-12</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−55	−66	− 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は
測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1
共
通
編</td><td rowspan="3">2
一
般
施
工</td><td rowspan="3">6
一
般
舗
装
工</td><td rowspan="3">12</td><td rowspan="3">15</td><td rowspan="3">コンクリート舗装工

（転圧コンクリート版工）
セメント（石灰・瀝青）安定処理工</td><td>厚　　さ</td><td>－25</td><td>－30</td><td colspan="2">－ 8</td><td rowspan="3">幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。
　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td><td rowspan="3">1-2-6-12</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－50</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－ 20	－27	－ 3		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値の平均(X_{10})
*面管理の場合は測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="5">1
共通編</td><td rowspan="5">2
一般施工</td><td rowspan="5">6
一般舗装工</td><td rowspan="5">12</td><td rowspan="5">19</td><td rowspan="5">コンクリート舗装工

（転圧コンクリート版工）</td><td>厚　　さ</td><td colspan="2">－15</td><td colspan="2">－4.5</td><td rowspan="4">厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</td><td rowspan="5">工事規模の考え方
　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。
　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。
　厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

コアー採取について
　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td><td rowspan="5">1-2-6-12</td></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="2">－35</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>平 坦 性</td><td colspan="2">―</td><td colspan="2">転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm 以下</td></tr>
<tr><td>目地段差</td><td colspan="4">± 2</td><td rowspan="2">隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－32		－4.5		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 　小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000m2 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｧｲﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				
						目地段差	± 2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-13
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	− 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-13
						幅	－50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－ 5		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。		1-2-6-13
						幅	－50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚　さ	－ 9	－12	－ 3		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。		1-2-6-13
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-14
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	− 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。		1-2-6-14
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-14
						幅	－50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－ 5		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。		1-2-6-14
						幅	－50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚　さ	－ 9	－12	－ 3		幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。		1-2-6-14
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	－7	－2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	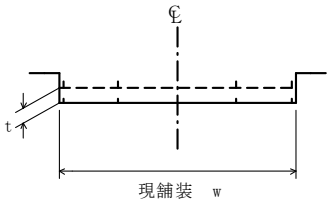	1-2-6-15
						幅 w	－25	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t （標高較差）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	1．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 3．厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4．幅は、延長 40m毎に測定するものとし、延長 40m未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。	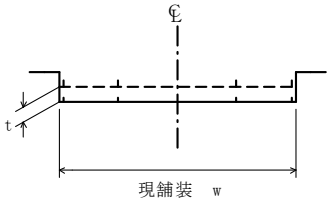	1-2-6-15
						幅 w	-25	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打替え工	路盤工	幅　w	－50		各層毎1ヶ所／1施工箇所	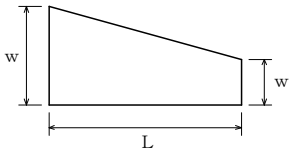	1-2-6-16
							延長L	－100				
							厚さt	該当工種				
						舗設工	幅　w	－25				
							延長L	－100				
							厚さt	該当工種				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t		－ 9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	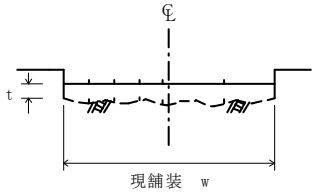	1-2-6-17
						幅　w		－25				
						延長 L		－100				
						平坦性		—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\overline{X}$）			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－3	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		1-2-6-17
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長 40m毎に 1 ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて施工厚さ t 、天端幅 w 、天端延長 L を確認（実測は不要）。	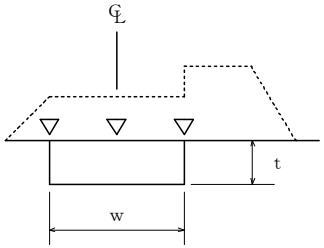	1-2-7-2
						施工厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	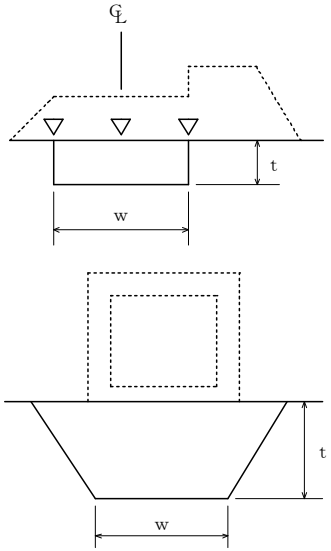	1-2-7-3
						置換厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり５点以上測定。	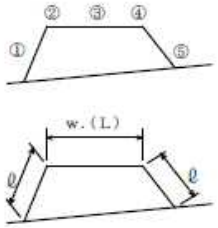	1-2-7-4
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	w.（L）は施工延長 40mにつき 1 ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 ヶ所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	－500			
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり５点以上測定。	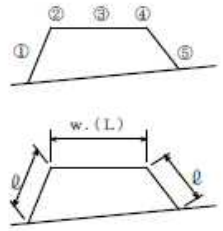	1-2-7-4
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要）。		
						天端延長 L	－500			
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	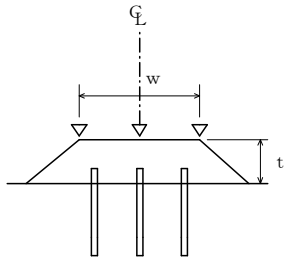	1-2-7-5
						厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ　t	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	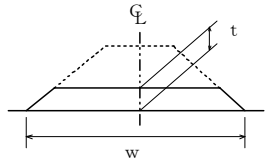	1-2-7-6
						幅　w	－100			
						延　長　L	－200			
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工）	位置・間隔　w	±100	100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	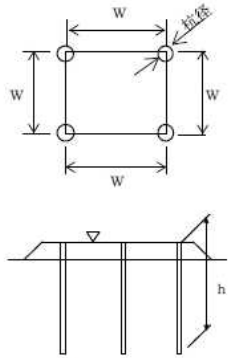 ※余長は、適用除外	1-2-7-7
						杭　径　D	設計値以上			
						打込長さ　h	設計値以上	全本数		
			8		締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （紛体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	－50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	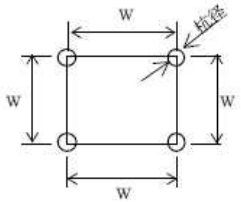	1-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度	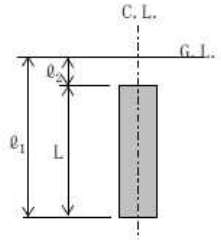	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	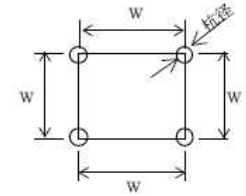	1-2-7-9
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）	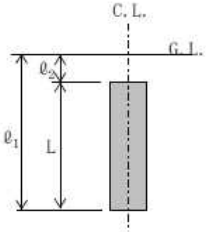	
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3 につき 1 ヶ所、又は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）。	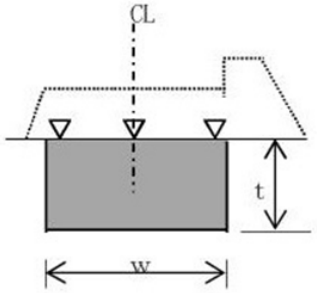	1-2-7-9
						施工厚さ　t	設計値以上			
						幅　w	設計値以上			
						延　長　L	設計値以上			
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 （任意仮設は除く）	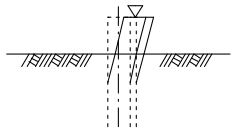	1-2-10-5
						根入長	設計値以上			
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数 （任意仮設は除く）	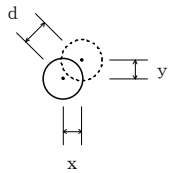 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	1-2-10-5
						配置誤差 d	100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法　長 ℓ	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	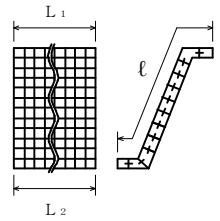	1-2-10-5
						延長 L_1 L_2	－200	1 施工箇所毎		
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 (任意仮設は除く)	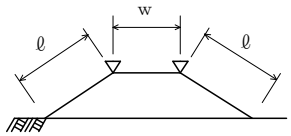	1-2-10-5
						天端幅 w	－100			
						法　長 ℓ	－100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 （任意仮設は除く）		1-2-10-5
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 （壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	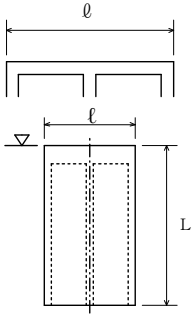	1-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変　　位	300			
						壁体長 L	－200			
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 （柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	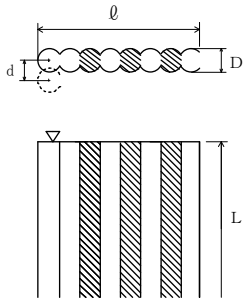	1-2-10-10 D：杭径
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変　　位 d	D/4 以内			
						壁体長 L	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 （金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。		1-2-12-1
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔位置のずれ				
								≦1000mm	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔位置のずれ				
								＞1000mm	1.5以下			
						アンカーボルト・アンカーバー用孔（鋳放し）	孔 ドリル加工	≦100mm	＋3 －1			
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離 ※1		JIS B 0403 -1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス ※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 （金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403 -1995 CT13	製品全数を測定。 ※１）ガス切断寸法を準用する。 ※２）片面のみの削り加工の場合も含む ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※４）全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※５）組立て後に測定		1-2-12-1
						全移動量ℓ※4	ℓ ≦300㎜		±2			
							ℓ ＞300㎜		±ℓ /100			
						組立高さH	上、下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300㎜	±3			
								H＞300㎜	(H/200+3)小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)		JIS B 0403 -1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※2)		JIS B 0403 -1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405 -1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417 -1979 B級			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費 （大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w,L,D≦500mm	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差	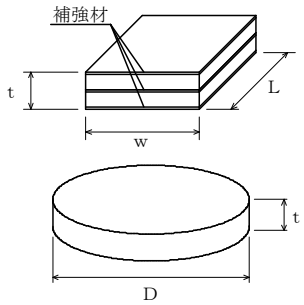	1-2-12-1
							500＜w,L,D≦1500mm	0～＋1%			
							1500mm＜w,L,D	0～＋15			
						厚さt	t≦20mm	±0.5			
							20mm＜t≦160mm	±2.5%			
							160mm＜t	±4			
						相対誤差	w,L,D≦1000mm	1			
							1000mm＜w,L,D	(w,L,D)／1000			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ　(m)	±3…　ℓ≦10 ±4…　ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-1

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）	±2… h≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	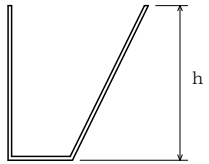	1-2-12-1
						外周長L（m）	±(10＋L/10)			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	ﾌﾗﾝｼﾞ幅　w（m） 腹板　　h（m） 腹板間隔　b′（m）	±2…　w≦0.5 ±3…　0.5＜w≦1.0 ±4…　1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2)　2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		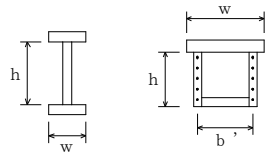 I 型鋼げた　トラス弦材	1-2-12-3
							板の平面度δ（mm）　鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		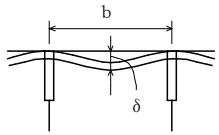	
							板の平面度δ（mm）　箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			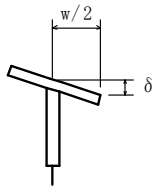	
							フランジの直角度δ（mm）	w／200				
							部材長ℓ（m）　鋼桁	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		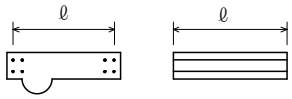	
							部材長ℓ（m）　トラス、アーチなど	±2…ℓ≦10 ±3…ℓ＞10				
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	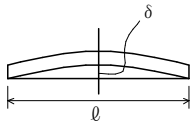	
							※規格値のw，ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値の h，b，w，ℓ に代入する数値は mm 単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長　L（m） 支間長　Ln（m）	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。		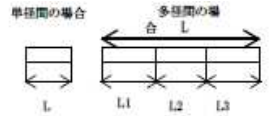	1-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4…… B≦2 ±(3+B/2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		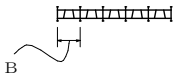	
							主構の組立高さ h（m）	±5…… h≦5 ±(2.5+h/2) …… h>5	—	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ（mm）	5+L/5…… L≦100 25……　L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上（m）		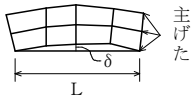	
							主桁、主構のそり δ（mm）	−5～+5…… L≦20 −5～+10…… 20<L≦40 −5～+15…… 40<L≦80 −5～+25…… 80<L≦200	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	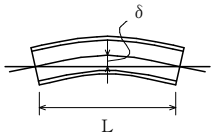	
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		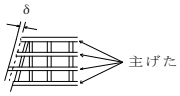	
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	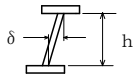	
							現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		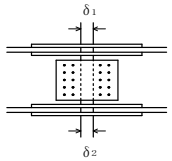	
							※規格値のL，B，h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2) … 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	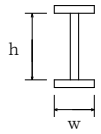 I 型鋼げた	1-2-12-3
							板の平面度δ（㎜） 鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（㎜） b：腹板又はリブの間隔（㎜） w：フランジ幅（㎜）	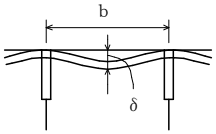	
							板の平面度δ（㎜） 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度 δ（㎜）	w／200		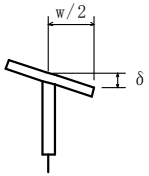	
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3…　ℓ ≦10 ±4…　ℓ ＞10	主要部材全数を測定。	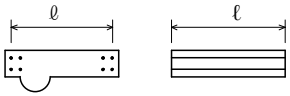	
						※規格値のw，ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値は㎜単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定		1-2-12-3
						堤　長　L	±30			
						堤　長　ℓ	±10			
						堤　幅　W	±30			
						堤　幅　w	±10			
						高　さ　H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））			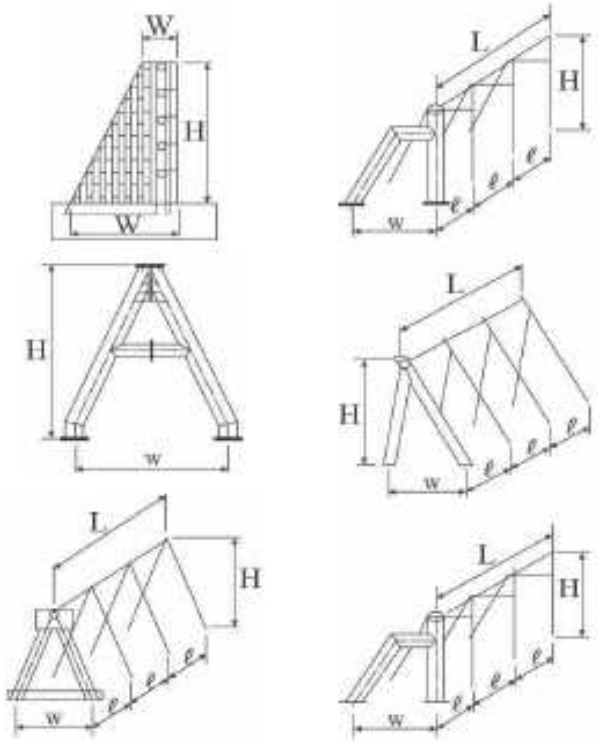		1-2-12-3

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-4
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。	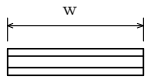	1-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1（mm）	設計値 ±4	両端及び中央部付近を測定。	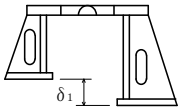	
							フィンガーの食い違い δ_2（mm）	±2		（実測値）δ_2	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-6
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	b／500	軸心上全数測定。	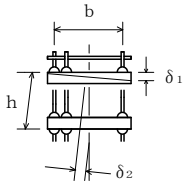	1-2-12-8
							鉛直度 δ_2 (mm)	h／500			
							高さ h (mm)	±5			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2)… 2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	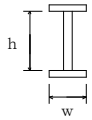 I 型鋼げた	1-2-12-9
							フランジの直角度 δ (mm)	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。	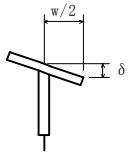	
							部材長ℓ (m)	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	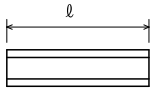	
						仮組立時	主桁のそり	−5～＋5… L≦20 −5～＋10… 20＜L≦40	各主桁について 10～12m間隔を測定。	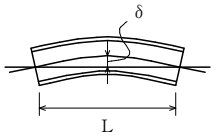	

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ　(m)	±3…　ℓ ≦10 ±4…　ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-10
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗　膜　厚		ａ．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 ㎡とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200 ㎡に満たない場合は 10 ㎡ごとに 1 点とする。		1-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長　L（m） 支間長　Ln（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	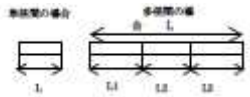	1-2-13
						通　り　δ（mm）	±(10＋2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)	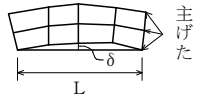	
						そ　り　δ（mm）	±(25＋L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)	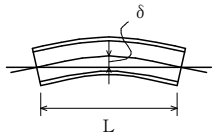	
						※主桁、主構の中心間距離 B(m)	±4…　B≦2 ±(3＋B/2)…　B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。	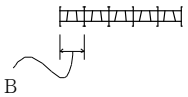	
						※主桁の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。	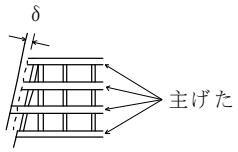	
						※主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3＋h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)	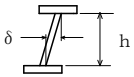	
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2（mm）	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ1, δ2 のうち大きいもの なお、設計値が 5 mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。（例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm）	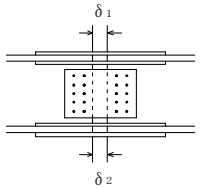	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		1-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	—	主桁を全数測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ ＜5m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-2
							ℓ ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ ＜5m	－100			
							ℓ ≧5m	法長の－2%			
						延　　長　L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ ＜5m	－200	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-2
							ℓ ≧5m	法長の－4%			
						厚さ t	t ＜5cm	－10	施工面積 200 ㎡につき 1 ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延　長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ ＜3m	－50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 測定断面に凸凹があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	 	1-2-14-3
							ℓ ≧3m	－100			
						厚さ t	t ＜5cm	－10	200 ㎡につき 1 ヶ所以上、200 ㎡以下は 2 ヶ所をせん孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延　　長　L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長ℓ	ℓ ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		1-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ ≧10m	－200			
						幅　　w		－30	枠延延長 100mにつき 1 ヶ所、枠延延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	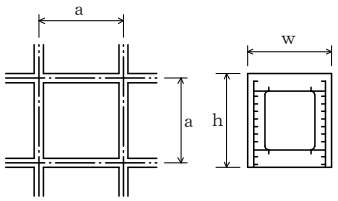	
						高　さ h		－30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延　長 L		－200	1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長ℓ	ℓ ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-14-4
							ℓ ≧10m	－200			
						延　長 L		－200	1 施工箇所毎		1-2-14-4

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ　ℓ	設計値以上	全数	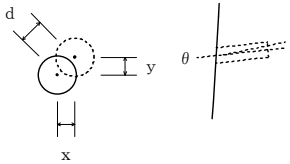 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	1-2-14-4 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差　d	100			
						せん孔方向　θ	±2.5度			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	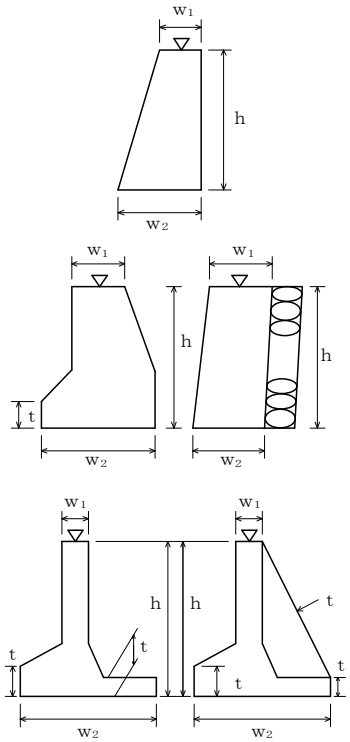	1-2-15-1
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅 w1，w2		−30			
						高さ h	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	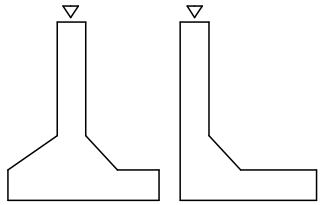	1-2-15-2
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	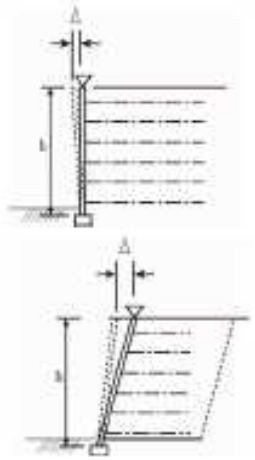	1-2-15-3
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						鉛直度 △		±0.03ｈかつ ±300 以内			
						控え長さ （補強材の設計長）		設計値以上			
						延　長 L		－200	1 施工箇所毎		
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	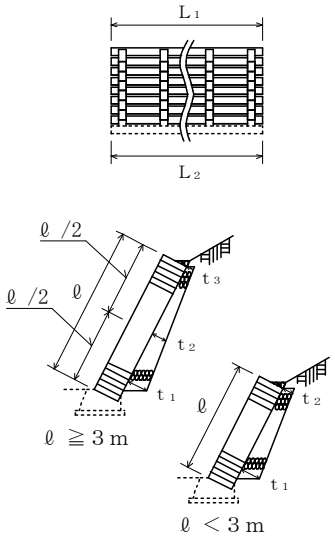	1-2-15-4
						法長 ℓ	高さｈ＜3m	－50			
							高さｈ≧3m	－100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		－50			
						延　長 L_1, L_2		－200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測線毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	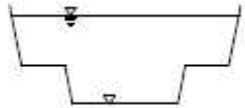	1-2-16-3
								500ps	－1000～＋200			
								1000ps	－1200～＋200			
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200			
								420ps 600ps	－1000～＋200			
								1350ps	－1200～＋200			
						幅			－200			
						延　長			－200			
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （クラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測線毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	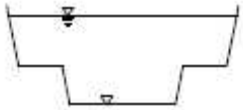	1-2-16-3
						幅			－200			
						延　長			－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （クラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計算値	1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±100ｍが含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-16-3
						標準較差	±0 以下	＋400 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基　準　高　▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で、1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 ㎡に 1 ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		1-2-18-2
						幅　　w	0～＋30			
						厚　　さ　t	－10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄　筋　間　隔	±20	1 径間当たり 3 ヶ所（両端及び中央）測定。 1 ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅　w	－30	「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	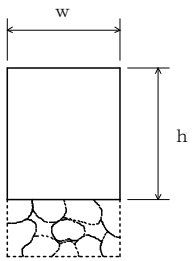	
						高さ h	－30			
3 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1 組毎	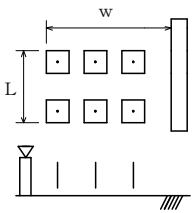	
						幅　w	±300			
						方　向	±7°			
						延長 L	－200			
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に 1 ヶ箇所。	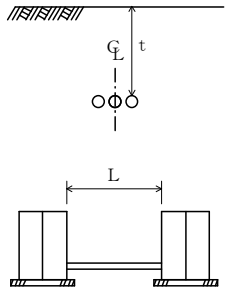	
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	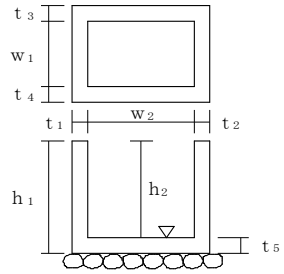	
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	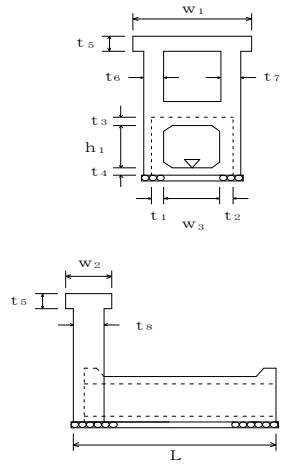	
						厚さ t_1～t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	−200			
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	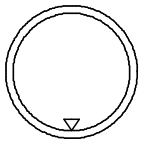	
						延長 L	−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	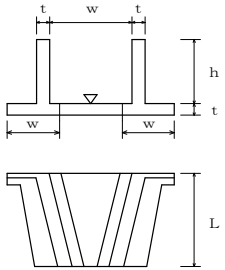	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	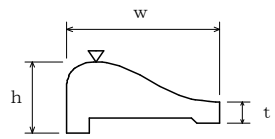	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L　L＜20m	−50			
						延長 L　L≧20m	−100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）	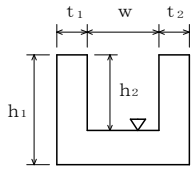	
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200			
3 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	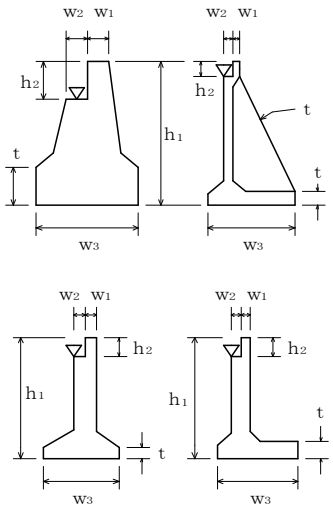	
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	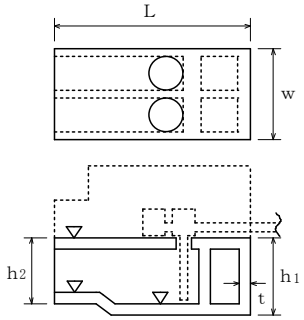	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	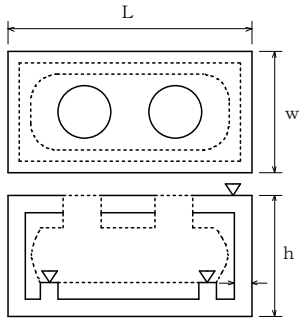	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	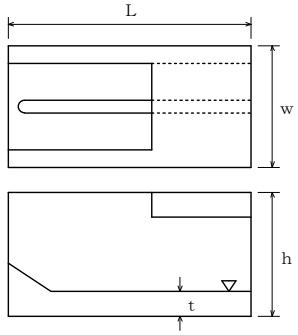	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	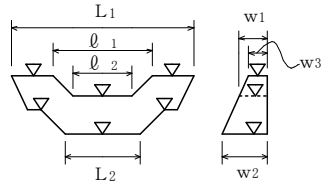	
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1，L_2	−100			
						水通し幅 ℓ_1，ℓ_2	±50			
3 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	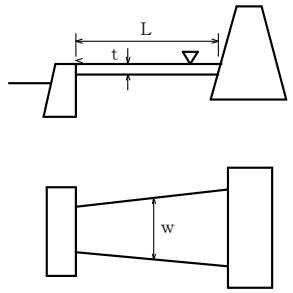	
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			
3 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	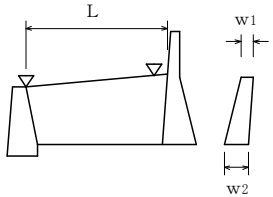	
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						長さ L	−100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽		±30	図面の表示箇所で測定。	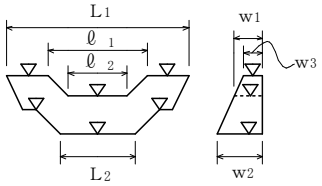	
						天端部 堤幅	w_1, w_3 w_2	−30			
						水通しの幅	ℓ_1, ℓ_2	±50			
						堤長	L_1, L_2	−100			
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽		±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	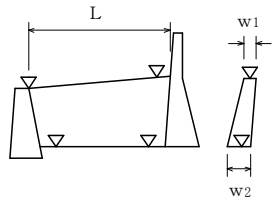	
						幅	w_1, w_2	−30			
						長さ	L	−100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	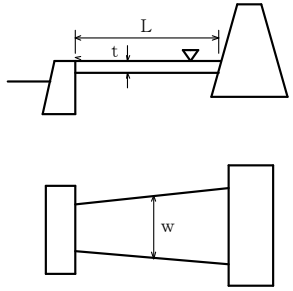	。
						幅	w	−100			
						厚さ	t	−30			
						延長	L	−100			
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	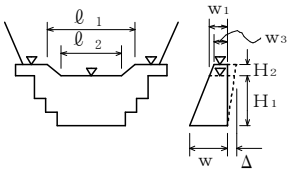	
							長さℓ 1，ℓ 2	±100			
							幅 w1，w3	±50			
							下流側倒れ Δ	±0.02H1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w2	±50			
							下流側倒れ Δ	±0.02H2			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長　L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		
						堤長　ℓ	±10			
						堤幅　W	±30			
						堤幅　w	±10			
						高さ　H	±10			
						高さ　h	±10			

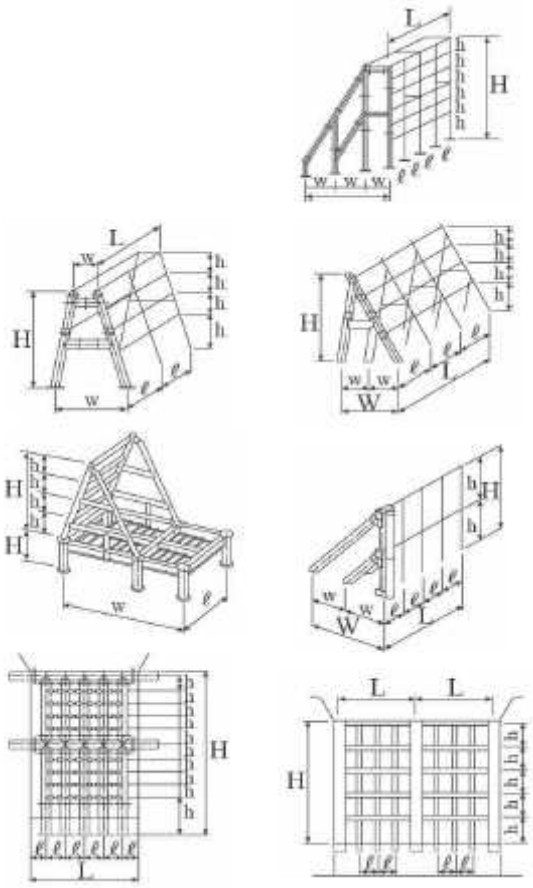

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製えん堤本体工 （透過型）			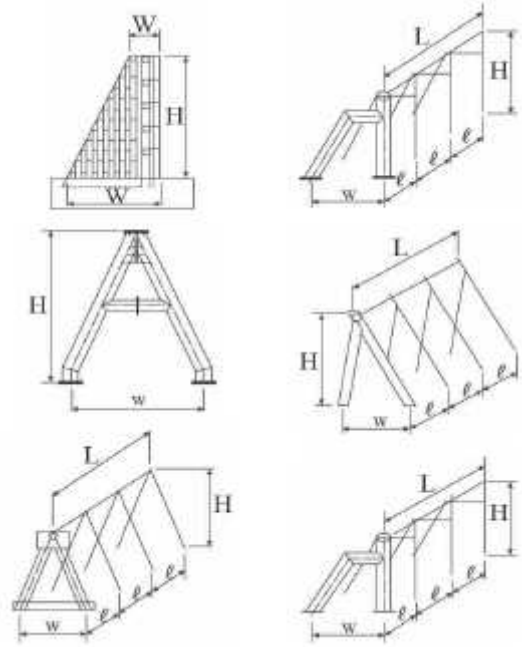		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	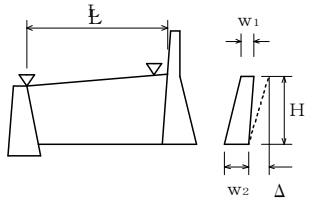	
						長さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ Δ	±0.02H			
						高さ h　h＜3m	－50			
						高さ h　h≧3m	－100			
4 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。）	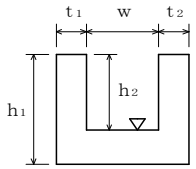	
						幅 w	－30			
						高さ h_1, h_2	－30			
						厚さ t_1, t_2	－20			
						延長 L	－200			
4 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による）	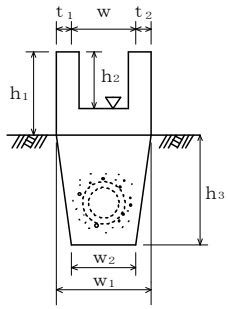	
						厚さ t_1, t_2	－20			
						幅 w	－30			
						幅 w_1, w_2	－50			
						高さ h_1, h_2	－30			
						深さ h_3	－30			
						延長 L	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	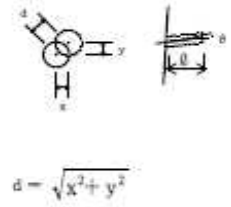	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
4 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	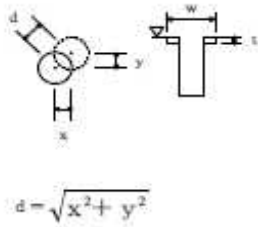	
						偏心量 d	150			
						長さ L	－100			
						巻立て幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
4 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定。		
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （本体）	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて５リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、５リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	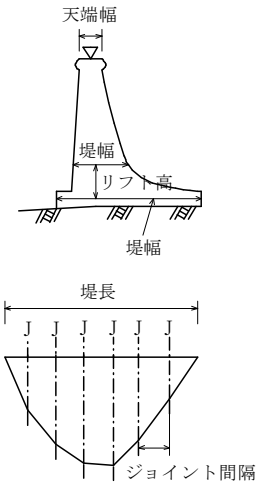 J：ジョイント	
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	－30，＋50			
						堤長	－100			
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （水叩）	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	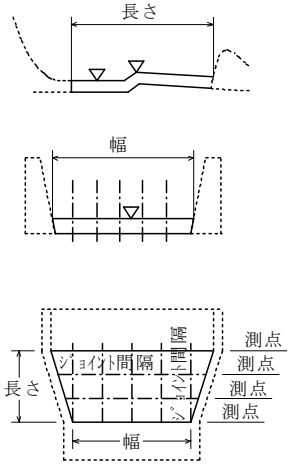	
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	－100，＋60			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （副ダム）	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	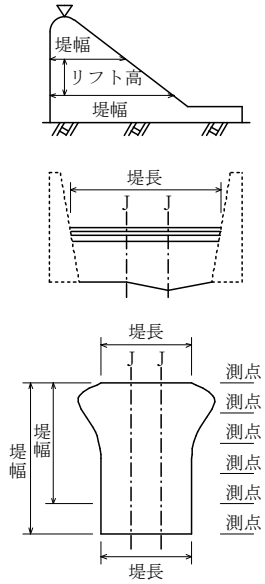 J：ジョイント	
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （導流壁）	天端高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて 3 リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	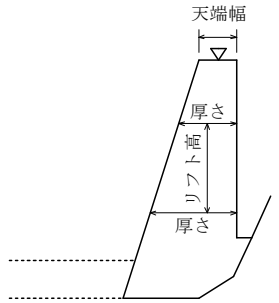 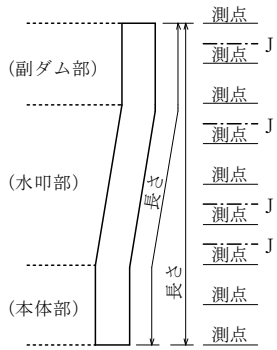 J：ジョイント	
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	－0	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外側境界線	－0，＋500			
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	－0	各測点について５層毎に測定。	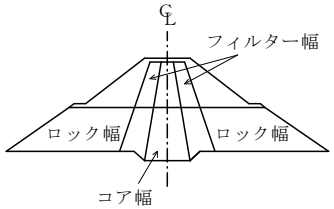	
						外側境界線	－0，＋1000			
						盛立幅	－0，＋1000			
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	－100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	－0，＋2000			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回／1施工箇所	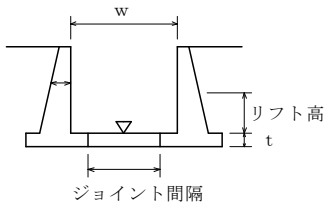	
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
5 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	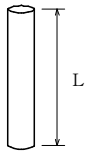	
						配置誤差	100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…　ℓ ≦10 ±4…　ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
6 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	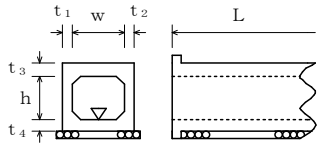	
						厚さ　t_1～t_4		−20			
						幅（内法）　w		−30			
						高　さ　h		±30			
						延長 L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅　w		−200	1 施工箇所毎		
						延　長　L		−200			
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高　さ　h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	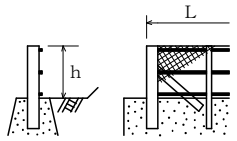	
						延　長　L		-200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	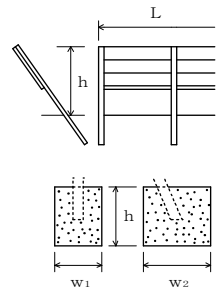	
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1，w_2	−30	基礎 1 基毎		
							高さ h	−30			
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	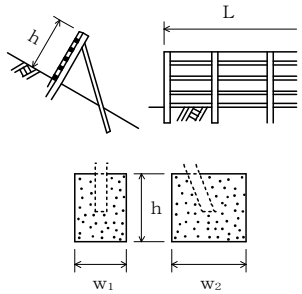	
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1，w_2	−30	基礎 1 基毎		
							高さ h	−30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	−10%	全数		
							埋込み ℓ	−5%			
6 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	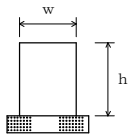	
						高さ h		−30			
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		
6 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1，w_2	±15	施工延長 5 スパンにつき 1 ヶ所	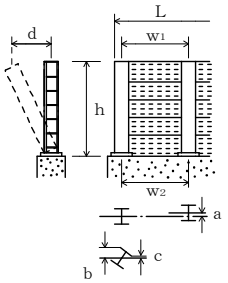	
							ず れ a	10			
							ねじれ b−c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高さ h		＋30，−20			
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽		±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	t＜15cm	−30		−10			
						厚さ	t≧15cm	−45		−15			
						幅		−100		—			
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ		−9		−3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。		
						幅		−25		—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延　長 L	－200	1 ヶ所／1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
6 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各部の長さ	±30	1 ヶ所／1 踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚　さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅　w_1，w_2	－30	基礎 1 基毎	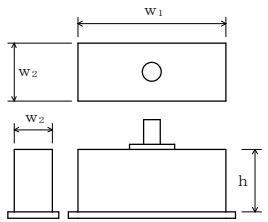	
						高　さ h	－30			
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ　H	設計値以上	1 ヶ所／1 基	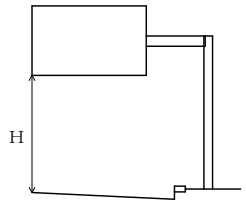	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に1ヶ所	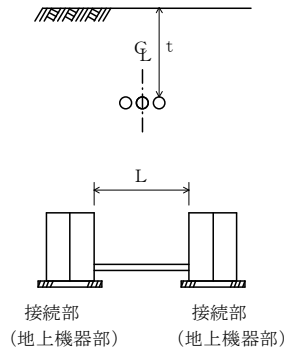	
						延長 L	－200	接続部間毎で全数		
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	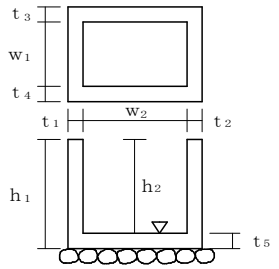	
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅 w	－30	1ヶ所／1施工箇所	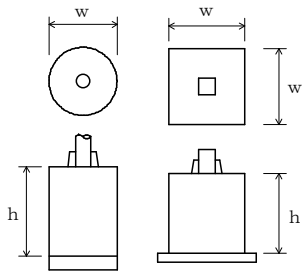	
						高さ h	－30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	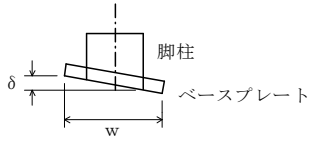	
						部材	ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。	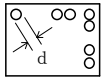	
						部材	ベースプレート	孔の径ｄ	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長Ｌ（m）		±5…　L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±(10＋(L－20)/10)… 20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。	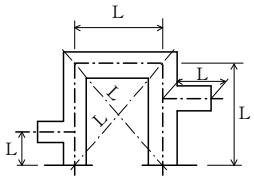	
						仮組立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L/1000	各主構の各格点を測定。	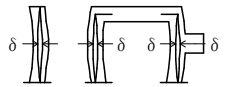	
						仮組立時	柱の鉛直度 δ（mm）		10…　H≦10 H…　H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	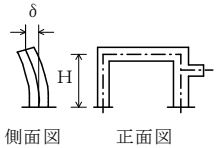	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	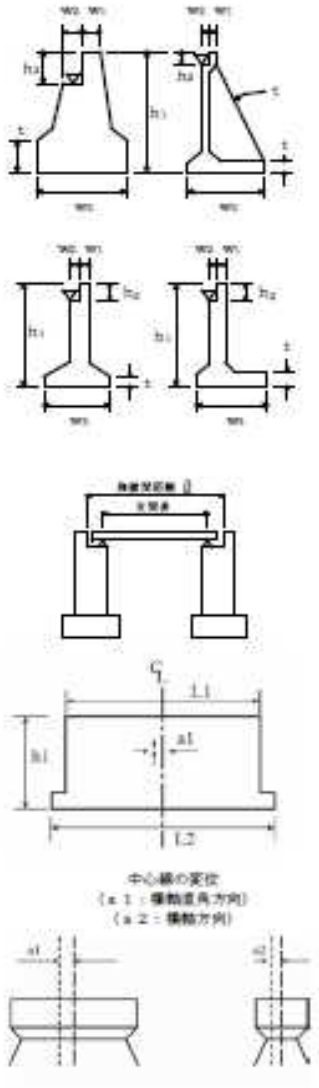	
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）		−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）		−50			
						高さ h_1		−50			
						胸壁の高さ h_2		−30			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						胸壁間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （反重力式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	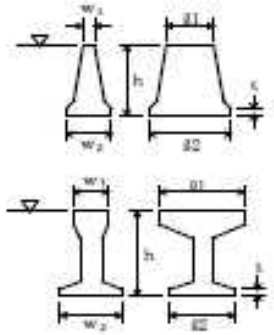 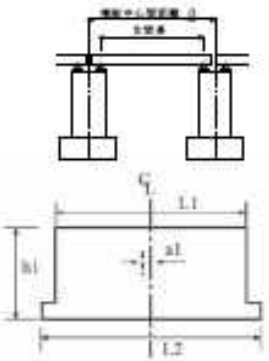	
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		−20			
						敷幅 w_2（橋軸方向）		−50			
						高さ h		−50			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基　準　高　▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	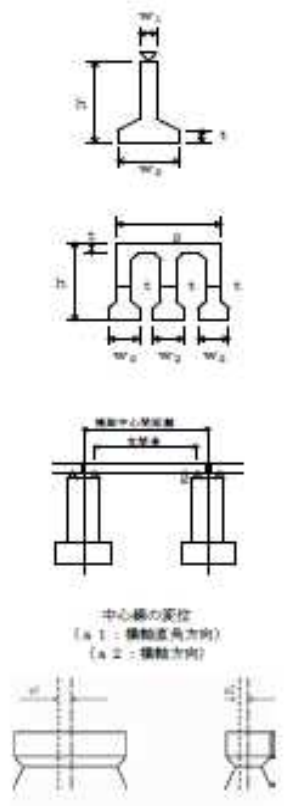	
						厚　　さ　t		−20			
						天　端　幅　w_1		−20			
						敷　　幅　w_2		−20			
						高　　さ　h		−50			
						長　　さ　ℓ		−20			
						橋脚中心間距離　ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10〜−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50 以下			
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基　準　高　▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	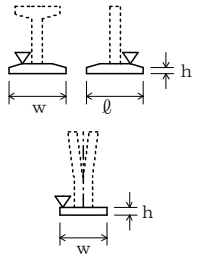	
						幅　　w （橋軸方向）		−50			
						高　　さ　h		−50			
						長　　さ　ℓ		−50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	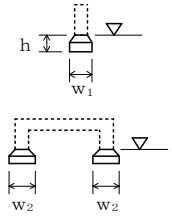	
						幅 w_1，w_2	−50			
						高さ h	−50			
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	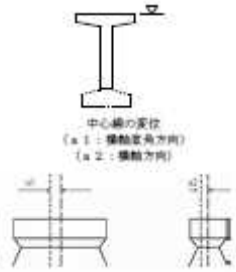	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	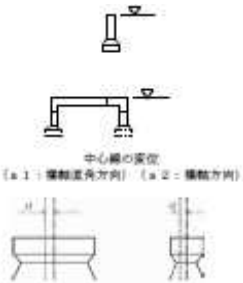	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の 1／2 を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ　(m)	±3…　ℓ ≦10 ±4…　ℓ ＞10		図面の寸法表示箇所で測定。		
6 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋仮設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注 1)		±5		支承全数を測定。 Ｂ：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が 300㎜以下の場合は、水平面の高低差を 1㎜ 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量　注 2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
								±5	±(4+0.5×(B-2))			
						水平度	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認　注 3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値		測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋仮設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注 1）	±5		支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2）可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量　注 2）	設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
							±5	±(4+0.5×(B-2))			
						水平度　橋軸方向	1／300				
						水平度　橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の機能確認　注 3）	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	－20 以内 かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（㎜）		
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅　w_1	－10～＋20	1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。	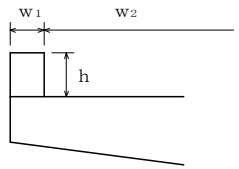	
						地覆の高さ　h	－10～＋20			
						有効幅員　w_2	0～＋30			
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天　端　幅　w_1	－5～＋10	1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。	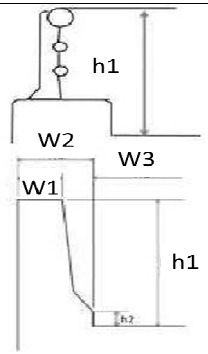	
						地覆の幅　w_2	－10～＋20			
						高　　さ　h_1	－20～＋30			
						高　　さ　h_2	－10～＋20			
						有 効 幅 員　w_3	0～＋30			
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高　　さ	±4			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅　w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長	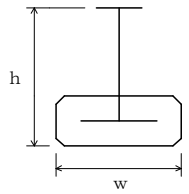	
						高さ h	＋10 －5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
6 道路編	6 トンネル NATM	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の 1／3 以上を確保するものとする。	施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	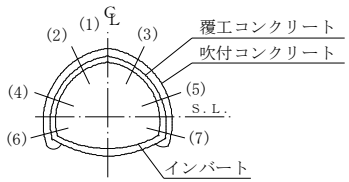	
6 道路編	6 トンネル NATM	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長 40m毎に断面全本数検測。		
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル NATM	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに 1 ヶ所、(2)～(3)は 100mに 1 ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、1 トンネル当たり 2 ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 ・計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	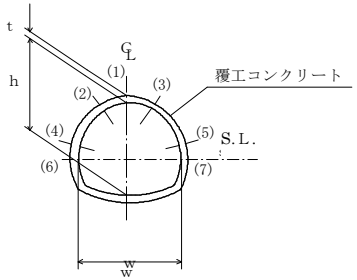	
						幅　w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚さ　t	設計値以上			
						延　　長　L	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル NATM	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　w	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						厚　さ　t	－30			
6 道路編	6 トンネル NATM	6 インバート工	4		インバート本体工	幅　w（全幅）	－50	(1) 幅は、施工 40mにつき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	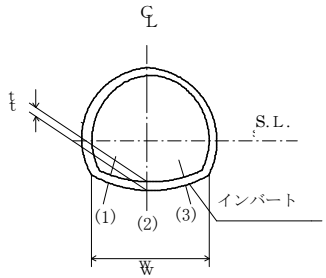	
						厚さ　t	設計値以上			
						延　長　L	―			
6 道路編	6 トンネル NATM	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高　▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	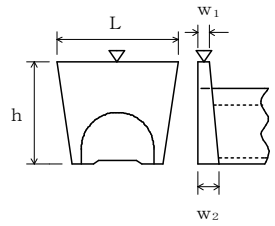	
						幅　w_1，w_2	－30			
						高さ h　h＜3m	－50			
						高さ h　h≧3m	－100			
						延　長　L	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 道路編	6 トンネル NATM	8 坑門工	5		明り巻工	基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	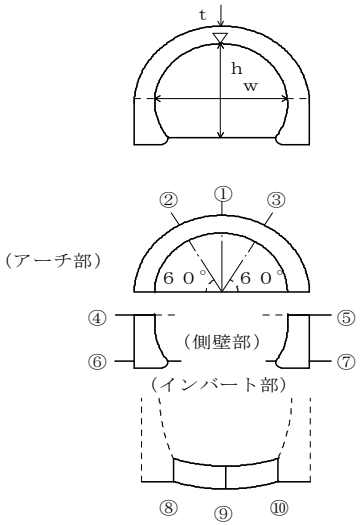	
						幅　ｗ（全幅）	－50			
						高さｈ（内法）	－50			
						厚　　さ　ｔ	－20			
						延　　長　Ｌ	―			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	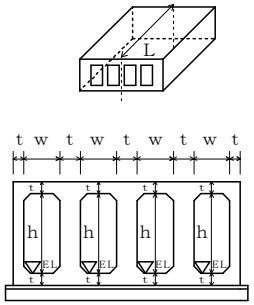	
						厚さ t	−20			
						内空幅 w	−30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。	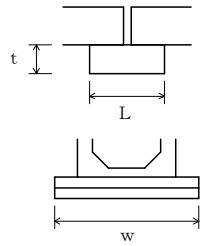	
						幅 w	−20			
						長さ L	−20			
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	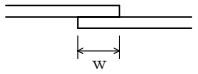	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。	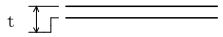	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	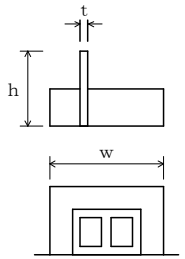	
						幅 w	±50			
						厚さ t	－20			
6 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	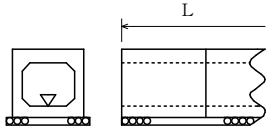	
						延長 L	－200	延長：1 施工箇所毎		
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 （管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に 1 ヶ所。	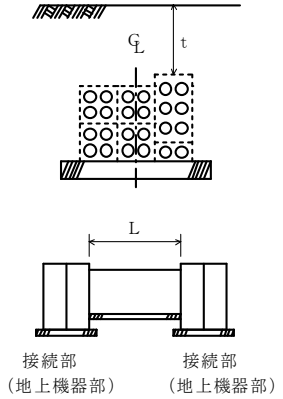	
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 （特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	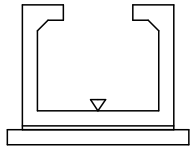	
6 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	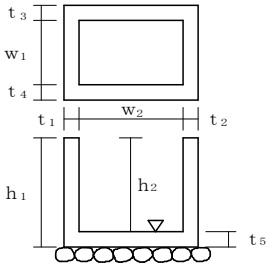	
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1，w_2	−30			
						※高さ h_1，h_2	−30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ　t（切削）	－7	-2	厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高」の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	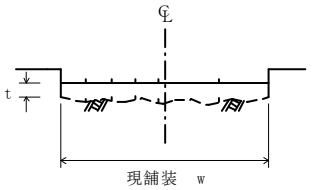 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ　t（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅　w	－25				
						延長　L	－100				
						平 坦 性	—	3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さｔ（標高較差）（切削）	-17 (17)（面管理として緩和）	-2 (2)	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）は40m毎に「切削後の基準高とｵｰﾊﾞｰﾚｲ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る	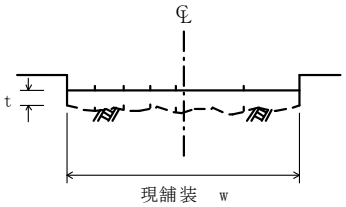 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ　ｔ（オーバーレイ）	-9				
						幅　W	-25				
						延長　L	-100				
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工　厚さ　ｔ	－30		幅は延長 80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 200m毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。	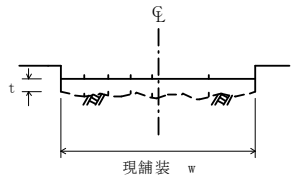	
						路盤工　幅　　w	－50				
						路盤工　延長　L	－100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅　w（m） 腹板高　　h（m） 腹板間隔　　b′（m）	±2…　w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2)… 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	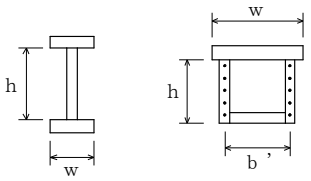 Ⅰ型鋼げた　　トラス弦材	
								床組など	構造別に、5部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	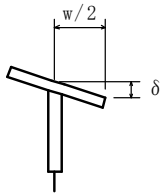	
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	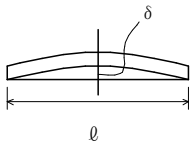	

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工	管路掘削	深さ　h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。	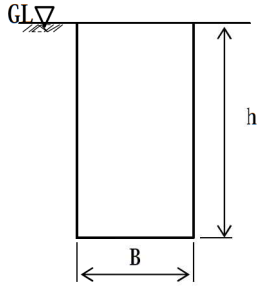	
					幅　B	−50			
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。	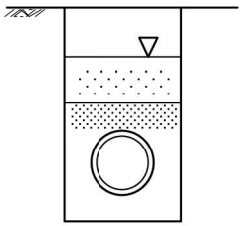	
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工	管布設 （自然流下管）	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。	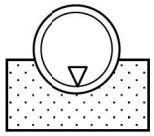	
					中心線の変位（水平）	±50			
					勾配	±20%			
					延長　ℓ	- ℓ/500 かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	−200			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工	矩形渠（プレキャスト）	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。	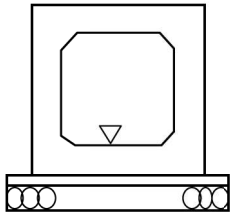	
					中心線の変位（水平）	±50			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	- ℓ/500 かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	−200			
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。	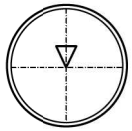	
					中心線の変位（水平）	±50			
					総延長	−200			
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	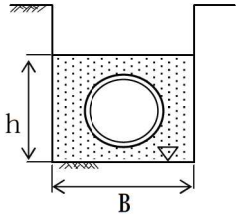	
					幅 B	−50			
					厚さ h	−30			
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	砕石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	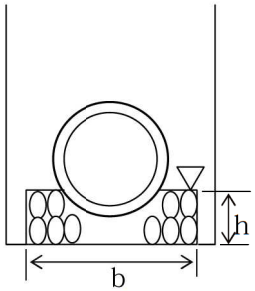	
					幅 b	−50			
					厚さ h	−30			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	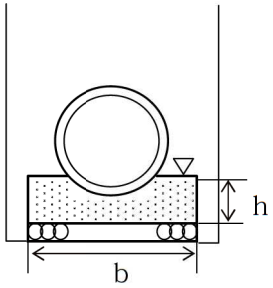	
					幅 b	−30			
					厚さ h	−30			
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	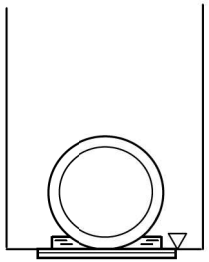	
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。	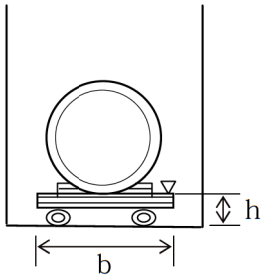	
					幅 b	−30			
					厚さ h	−30			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	6 水路築造工	現場打水路	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。	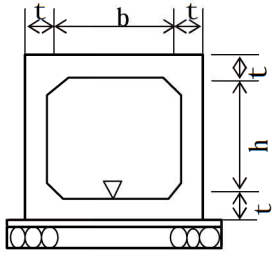	
					中心線の変位（水平）	±50			
					幅　b	－30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	－20			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	- ℓ/500 かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	－200			
下水道	1 管路	3 管きょ工（開削）	7 管路土留工	鋼矢板土留	基準高▽	± 50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。	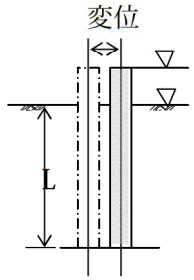	任意仮設の場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	4,5 管きょ工（小口径推進、推進）	3 推進工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、推進管1本ごとに1箇所測定する。	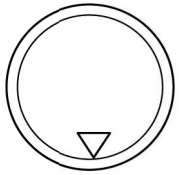	
					中心線の変位（水平）	±50			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	- ℓ/500 かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	−200			
下水道	1 管路	4,5 管きょ工（小口径推進、推進）	4 立坑内管布設工	空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。	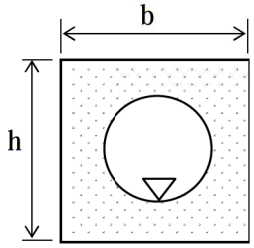	
					幅 b	−30			
					高さ h	−30			
					中心のずれ	±50			
					延長	−50			
					勾配	±20%			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	6 管きょ工（シールド）	3 一次覆工	掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。	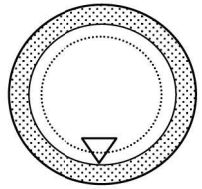	
					中心線の変位(水平)	±100			
					延長 ℓ	- ℓ/500 かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	−200			
下水道	1 管路	6 管きょ工（シールド）	4 二次覆工	二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40mにつき1箇所測定する。	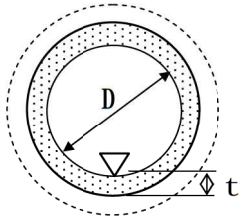	
					中心線の変位(水平)	±50			
					二次覆工厚　t	−20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	- ℓ/500 かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	−200			

編	章	節	条	工　種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所で測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。	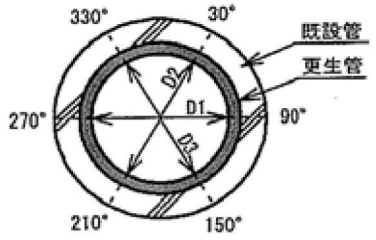	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
					更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
下水道	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工	製管工法	仕上がり内径 （高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所で測定する。	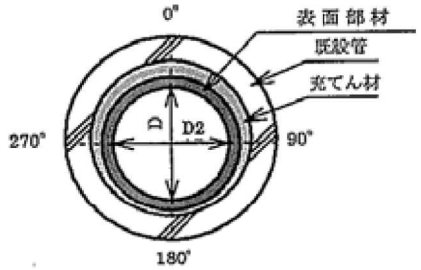	

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工	標準マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	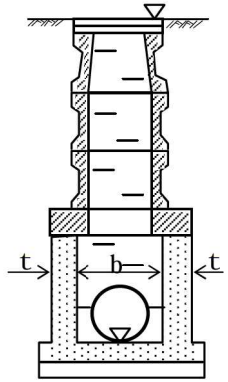	
					幅 b　(内法)	−30			
					壁厚 t	−20			
					人孔天端高	±30			
下水道	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	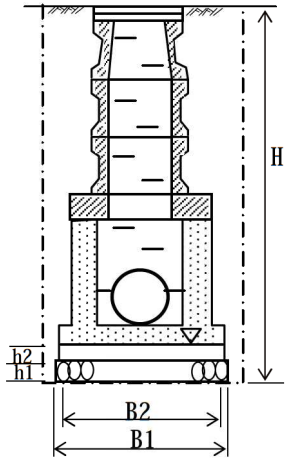	
					床堀深 H	±30			
					基礎工幅　B1	-50			
					基礎工高　h1	-30			
					ｺﾝｸﾘｰﾄ工幅　B2	-30			
					ｺﾝｸﾘｰﾄ工高　h2	-10			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	7 マンホール工	4 組立マンホール工	組立マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	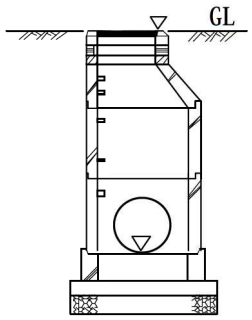	
					人孔天端高	±30			
下水道	1 管路	7 マンホール工	5 小型マンホール工	小型マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	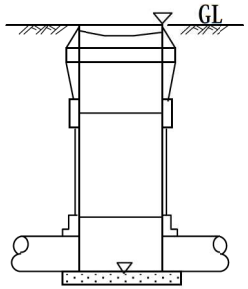	
					人孔天端高	±30			
下水道	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	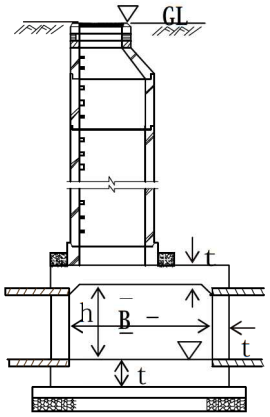	
					幅 B	−30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	−20			
					人孔天端高	±30			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室　・雨水吐室	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	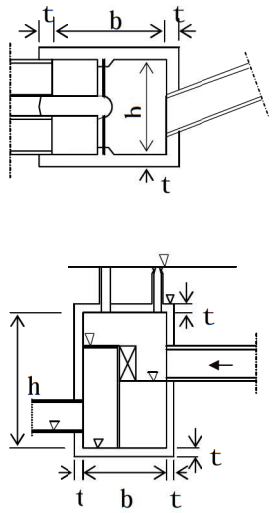	
					幅 b（内法）	±30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	−20			
下水道	1 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	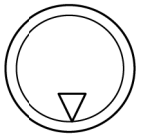	
					中心線の変位	±30			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	8 特殊マンホール工	越流堰（雨水吐室）	越流堰（雨水吐室）	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。	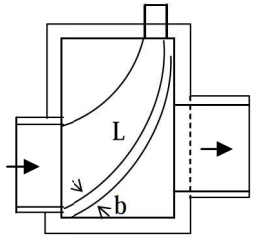	
					幅b（厚さ）	±20	幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					高さh（深さ）	±30			
					延長L（長さ）	−20			
								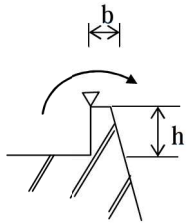	
下水道	1 管路	8 特殊マンホール工		中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	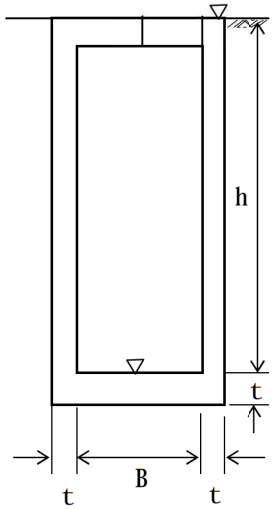	
					幅、長さ　B	−30			
					深さ h	−30			
					壁厚 t	−20			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	9 取付管およびます工	4 ます設置工	公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所ごとに測定する。	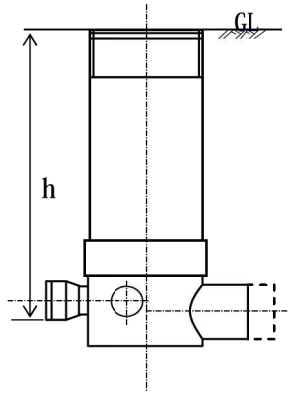	
下水道	1 管路	9 取付管およびます工	5 取付管布設工	取付管	延長(L)	−200	1施工箇所ごとに測定する。	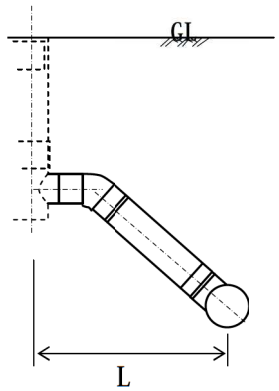	

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1 管路	12 立坑工		立坑工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	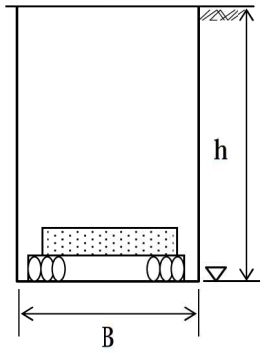	
					寸法　B	±100			
					深さ　h	±30			
下水道	1 管路	12 立坑工		立坑土工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。	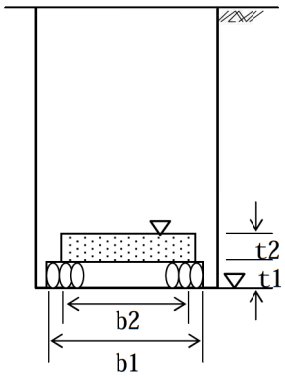	
					砕石基礎幅b1	−50			
					砕石基礎厚t1	−30			
					底版ｺﾝｸﾘｰﾄ基準高	±30			
					底版ｺﾝｸﾘｰﾄ幅b2	−30			
					底版ｺﾝｸﾘｰﾄ厚t2	−10			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成土工	4 法面整形工	盛土・切土	基準高▽	±50	施工延長おおむね40mごとにつき1箇所、40m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。	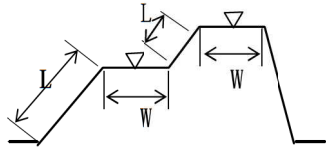	
					幅 W	−100			
					法長L<5m	盛土:　−100			
					法長L<5m	切土:　−200			
					法長L≧5m	盛土:　−2%			
					法長L≧5m	切土:　−4%			
下水道	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工	土工（掘削）	基準高▽	±50	施工延長おおむね40m(小規模なものは20m)ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。	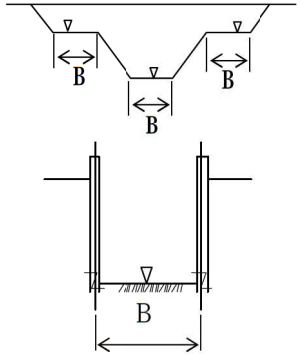	
					幅B	−100			
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工	土留・仮締切工（H鋼杭、鋼矢板）	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。	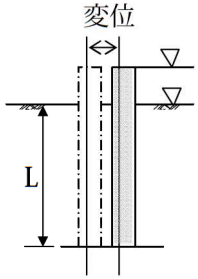	任意仮設の場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	3 地中連続壁工	コンクリート壁	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。	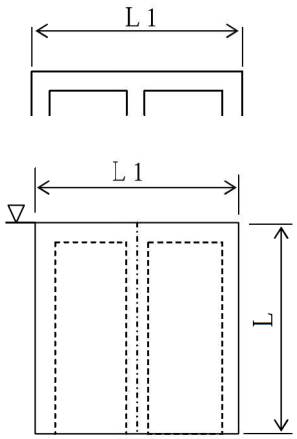	
					地中壁の長さ L1	−50			
					垂直変位	300	垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
					壁体長 L	−200			
下水道	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	4 地中連続壁工	ソイル壁	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。	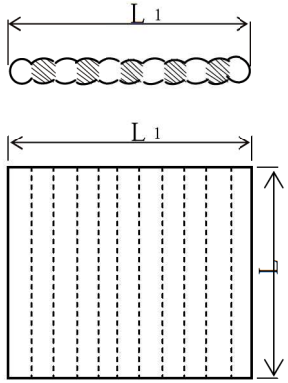	
					地中壁の長さ L1	−50			
					垂直変位	D/4以内	垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
					壁体長 L	−200			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	3 直接基礎工	構造物基礎	幅　W	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所以上測定する。施工延長20m以下は、1施工箇所につき2箇所測定する。	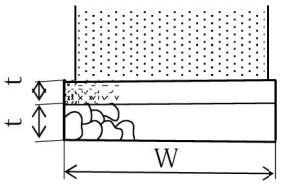	
					厚さ　t	設計値以上			
					延長	各構造物の規格値による			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工	既製杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。	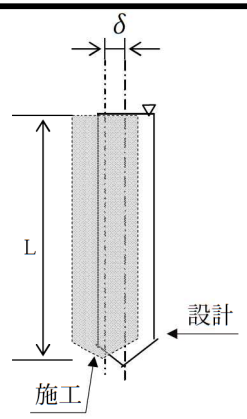	
					根入長L	設計値以上			
					偏心量δ	D/4以内かつ 100mm			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打ち杭工	場所打ち杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。	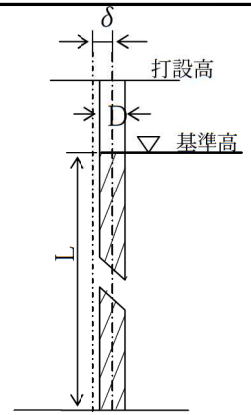	
					根入長L	設計値以上			
					偏心量δ	D/4以内かつ 100mm			
					杭径　D	設計値以上			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7.8 ニューマチックケーソン基礎工 オープンケーソン基礎工	ケーソン基礎	基準高▽	±100	打設ロットごとに測定する。	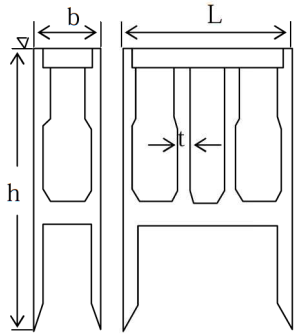	
					長さ L	−50			
					幅 b	−50			
					高さ h	−100			
					壁厚 t	−20			
					偏心量	300以内			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。	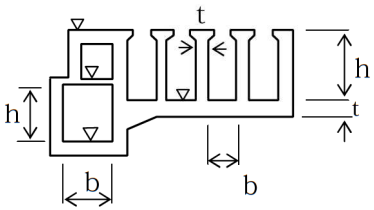	
					幅 b	±30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	−20			
						ただし 床版厚 −10			
					長さ	±50			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の付属構造物	基準高▽	±20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。	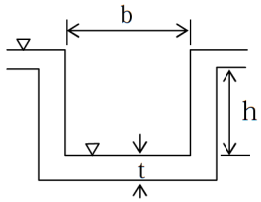	
					幅 b	±20			
					高さ h	±20			
					壁厚 t	±10			
					長さ	±50			

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	開口部	幅　b	±20	永久開口部ごとに測定する。	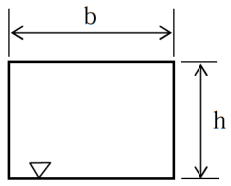	
					高さ　h	±20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	ゲート用開口部	基準高▽	−20	開口部ごとに測定する。	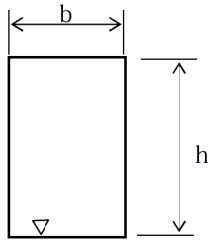	
						−0			
					幅 b	−0			
						+20			
					高さ h	±20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基準高▽	−20	開口部ごとに測定する。	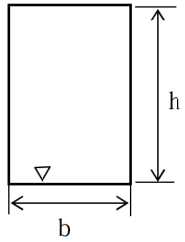	
					幅 b	−0			
						+20			
					高さ h	±20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。	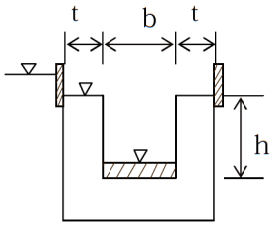	
					幅 b	±20	幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。		
					高さ h	−20			
					厚さ t	±20			
					長さ	±50	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定する。		

編	章	節	条	工　種	測　定　項　目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基準高▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。	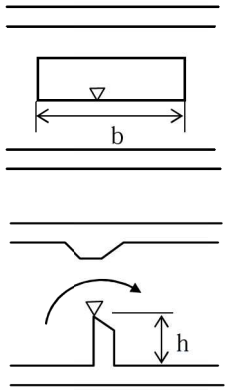	
					幅 b	±20	幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。		
					高さ h	−20			
					長さ	±20			
下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		燃料貯留槽工	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。	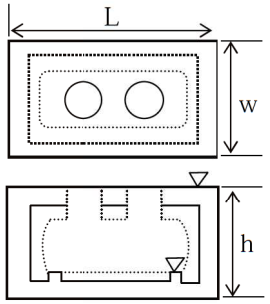	
					厚さ t	−20			
					幅　w	−30			
					高さ h	±30			
					延長 L	−50			
下水道	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。	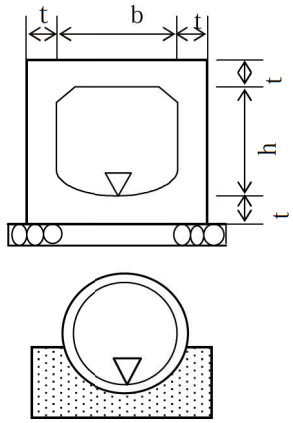	
					幅 b	−30			
					高さ h	−30			
					厚さ t	−20			
					延長	L<20m　−50 L≧20m　−100			

プルーフローリング試験

工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　請負会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工　種　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　測　定　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

項　　目	事　　項					備　　考
天　　候			測定面の含水状況			
試験区間	No.　　～No.					
載 荷 車	型　　式			接　地　圧		
載荷状況	予備載荷回数	回		本載荷状況	km/h	

試　験　結　果	
視察展開図	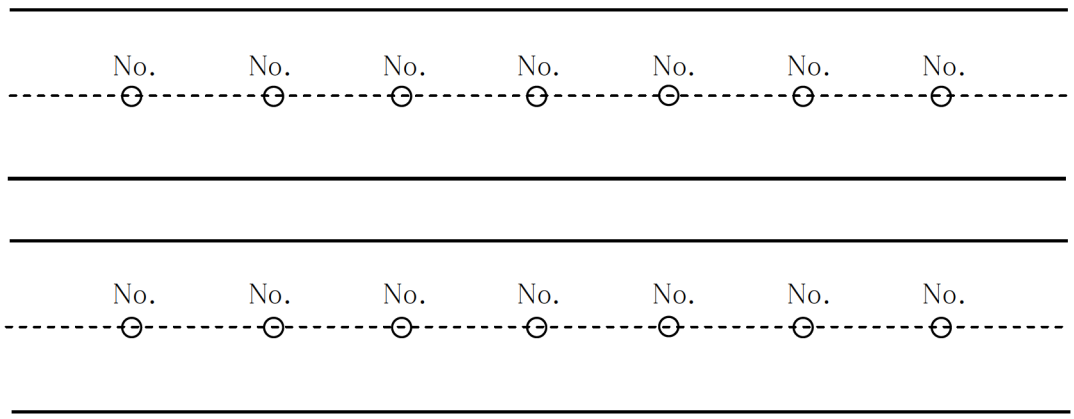
視察記事	
異状箇所の処置	